

令和3年第3回定例会

# 麻績村議会会議録

令和3年 8月27日 開会

令和3年 9月3日 閉会

麻績村議会

令和三年第三回〔九月〕定例会

麻績村議会議録

令和三年第三回〔九月〕定例会

麻績村議会議録

## 令和3年第3回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (8月27日)

○議事日程	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議の宣告	6
○議事日程の説明	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○村長挨拶	7
○諸般の報告	10
○請願・陳情等の委員会付託について	10
○承認第1号、議案第1号から議案第15号、同意第1号から同意第2号まで一括 上程、提案理由の説明	10
○認定第1号から認定第8号まで一括上程	16
○令和2年度決算審査意見書報告	16
○議案第1号の質疑、討論、採決	19
○議案第2号の質疑、討論、採決	20
○議案第3号の質疑、討論、採決	20
○散会の宣告	21

### 第 2 号 (9月1日)

○議事日程	23
○出席議員	23

○欠席議員	2 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 3
○事務局職員出席者	2 3
○開議の宣告	2 4
○議事日程の説明	2 4
○一般質問	2 4
飯 森 茂 孝 君	2 5
峯 村 賢 治 君	4 0
宮 川 秀 俊 君	4 6
小 山 福 績 君	6 1
小 瀬 佳 彦 君	6 7
茂 木 泰 男 君	8 1
塚 原 利 彦 君	8 5
○委員長報告	1 0 0
○散会の宣告	1 0 2

### 第 3 号 (9月3日)

○議事日程	1 0 3
○出席議員	1 0 4
○欠席議員	1 0 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 4
○事務局職員出席者	1 0 5
○開議の宣告	1 0 6
○議事日程の説明	1 0 6
○認定第1号の質疑、討論、採決	1 0 6
○認定第2号の質疑、討論、採決	1 0 7
○認定第3号の質疑、討論、採決	1 0 8
○認定第4号の質疑、討論、採決	1 0 8
○認定第5号の質疑、討論、採決	1 0 9
○認定第6号の質疑、討論、採決	1 1 0

○認定第7号の質疑、討論、採決	1 1 0
○認定第8号の質疑、討論、採決	1 1 1
○承認第1号の質疑、討論、採決	1 1 1
○議案第4号の質疑、討論、採決	1 1 2
○議案第5号の質疑、討論、採決	1 1 2
○議案第6号の質疑、討論、採決	1 1 3
○議案第7号の質疑、討論、採決	1 1 4
○議案第8号の質疑、討論、採決	1 1 6
○議案第9号の質疑、討論、採決	1 1 6
○議案第10号の質疑、討論、採決	1 1 7
○議案第11号の質疑、討論、採決	1 1 7
○議案第12号の質疑、討論、採決	1 1 8
○議案第13号の質疑、討論、採決	1 1 9
○議案第14号の質疑、討論、採決	1 1 9
○議案第15号の質疑、討論、採決	1 2 0
○同意第1号の質疑、採決	1 2 0
○同意第2号の質疑、採決	1 2 1
○議案第16号の上程	1 2 1
○議案第16号の質疑、討論、採決	1 2 2
○発議第1号の質疑、討論、採決	1 2 3
○発議第2号の質疑、討論、採決	1 2 4
○発議第3号の質疑、討論、採決	1 2 4
○閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）	1 2 5
○閉会中の継続審査の申し出について（総務経済委員会）	1 2 5
○村長挨拶	1 2 6
○閉会の宣告	1 2 7
○署名議員	1 2 9

○ 招 集 告 示

麻績村告示第32号

令和3年第3回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年8月19日

麻績村長 高野 忠 房

1 日 時 令和3年8月27日（金） 午前 9時

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 塚原利彦君  
3番 峯村賢治君  
5番 小山福績君  
7番 茂木泰男君

2番 飯森茂孝君  
4番 宮川秀俊君  
6番 小瀬佳彦君  
8番 塚原義昭君

不応招議員（なし）

## 令和3年第3回麻績村議会定例会（第1日）

### 議事日程（第1号）

令和3年8月27日（金）午前9時開会

開会及び開議の宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長挨拶
- 日程第 4 諸般の報告（村長報告2件、議員派遣結果報告）
- 日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について
- 日程第 6 承認第1号、議案第1号から議案第15号、同意第1号から同意第2号まで一括  
上程
- 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第 1号 令和3年度社会資本整備総合交付金事業道路改良工事請負契約に  
ついて
- 議案第 2号 令和3年度村営バス車両購入契約について
- 議案第 3号 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業麻績村デイサービス  
センターみづき厨房増築及び改修工事請負契約の変更契約につ  
いて
- 議案第 4号 麻績村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利  
用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提  
供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6号 麻績村住宅団地分譲事業特別会計条例を廃止する条例について
- 議案第 7号 麻績村過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第 8号 令和3年度麻績村一般会計補正予算（第4号）
- 議案第 9号 令和3年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第10号 令和3年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算



(第1号)

議案第11号 令和3年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算(第1号)

議案第12号 令和3年度麻績村下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第13号 令和3年度麻績村水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第14号 令和3年度麻績村介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第15号 令和3年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

同意第1号 教育委員会委員の任命について

同意第2号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第7 認定第1号から認定第8号まで一括上程

認定第1号 令和2年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和2年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和2年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和2年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和2年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 令和2年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 令和2年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 令和2年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 令和2年度決算審査意見書報告

日程第9 議案第1号 令和3年度社会資本整備総合交付金事業道路改良工事請負契約について

日程第10 議案第2号 令和3年度村営バス車両購入契約について

日程第11 議案第3号 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業麻績村デイサービスセンターみづき厨房増築及び改修工事請負契約の変更契約について

出席議員（8名）

1番	塚原利彦君	2番	飯森茂孝君
3番	峯村賢治君	4番	宮川秀俊君
5番	小山福績君	6番	小瀬佳彦君
7番	茂木泰男君	8番	塚原義昭君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長	高野忠房君	副村長	塚原勝幸君
教育長	飯森力君	村づくり推進課長	塚原敏樹君
総務課長	宮下利秀君	振興課長	森山正一君
住民課長	塚原貴志君	観光課長	青木秀典君
教育次長	塚原優仁君	代表監査委員	飯森雄三君

事務局職員出席者

議会事務局長	臼井太津男	書記	宮下伸一
--------	-------	----	------

開会 午前 9時00分

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（塚原義昭君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和3年第3回麻績村議会9月定例会第1日目を開会いたします。

会議を開く前に申し上げます。新型コロナウイルス感染拡大予防対策といたしまして、本定例会において、議場でのマスクの着用、手洗いと消毒液による除菌、議場内の換気の徹底、適切な距離を保つため傍聴席の制限等を行います。ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

また、温暖化防止対策と節電等に資するため、6月定例会に引き続きクールビズ対応で会議を行います。

それでは、これより本日の会議を開きます。

報道関係者より、撮影、議会の傍聴の申出がありましたので、これを許可します。また、議場の音声、映像システムの更新が完了しました。更新後、最初の議会となりますので、操作確認のため、整備事業者より立会いの申出がありましたので、これを許可します。

---

### ◎議事日程の説明

○議長（塚原義昭君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において、審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より、議案、配付資料の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について、説明を願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（塚原義昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、2番、飯森茂孝議員、7番、茂木泰男議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（塚原義昭君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

7月28日開催の議会運営委員会において、本日8月27日から9月3日までの8日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を8月27日から9月3日までの8日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日8月27日から9月3日までの8日間と決定いたしました。

---

◎村長挨拶

○議長（塚原義昭君） 日程第3、村長挨拶。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和3年第3回麻績村議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところ全員のご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今年も新型コロナウイルス感染症は全国で拡大を続け、村内でも多くの行事や会合が中止や延期、もしくは内容を変えての開催となっております。また、地域の経済活動や村民の日常生活にも多くの影響が出ております。感染を抑える決め手といわれるワクチン接種については、麻績村では順調に進んでおりますが、全国的にはしばらく時間を要することから、村民皆様には引き続いての感染対策強化をお願いしております。

麻績村の夏の大きなイベントであります聖高原納涼煙火大会や、サマーナイトフェスティバルが中止となり、さらに、秋の各種行事開催が危うくなっていることは非常に残念な思いをしております。

また、今年も全国各地で異常気象や台風・豪雨による大きな災害が多発しております。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方々には、心からお見舞いを申し上げます。併せて被災地の復旧が早期に進むことをご祈念申し上げます。

幸い麻績村ではこうした大規模な災害もなく、おおむね平穏な実りの秋を迎えようとしておりますこと、大変ありがたく思っております。ここで、令和3年度第1四半期以降における主な事務事業の進捗状況について申し上げます。

まず、コロナ関連をはじめとする繰越事業について申し上げます。

議場の音響映像システム機能の向上、そして、防災倉庫建設と防災備品整備、デイサービスセンターみづきの厨房拡張ほか、さらに、シェーンガルテンおみの分散避難所化工事、村道高畑野口線矢倉橋架け替え工事など、多くの事業は順調に進展もしくは完了にいたっており、村民皆様の安心・安全が高まっております。

村民の生活支援の第2弾商品券。厳しい状況が続いている飲食関連事業者支援も実施できました。

ワクチン接種につきましては、他の自治体に先駆けて進みました。村民皆様のご理解、ご協力に厚く感謝を申し上げます。

次に、麻績郵便局と包括協定の提携について申し上げます。

麻績郵便局様とは災害対策や高齢者の見守り活動など連携してまいり、多くの成果を見るに至っておりますが、さらに、住民サービスの向上と地域経済の活性化、地域社会の安心・安全の確保を目指そうということで、7月に包括連携協定を締結いたしました。今後、村民の福祉の向上につながるものと期待をしております。

次に、観光事業の状況について申し上げます。

今年の夏山は、猛暑とお盆前後の長雨、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、大変厳しい状況を強いられております。早期のコロナ収束を祈るばかりです。

次に、令和3年度の主要事業の進捗について申し上げます。

移住定住促進住宅建設事業につきましては、施工業者も決まり、来年3月竣工に向けて進んでおります。村道高畑野口線の改良事業については矢倉橋が完成することから、次はインター側から道路改良に着手することとし、工事発注の段階となっております。

水路改修事業については今年度分として、梶浦、市野川、本町地区で実施いたしますが、秋の収穫が済み次第、着工できるよう進めております。

次に、今年度最大の文化イベント、県の元気づくり支援金を受けての阿部萌生・臼井忠兵衛、明日につなぐ二人の形代展開催について申し上げます。

昨年より準備を進めてまいりました阿部先生の作品展が、こうした形で開催が実現できますことは大変うれしく思っております。コロナ感染対策には万全を期して、8月28日から9月5日まで開催いたします。時空を異にしながらも、麻績につながる2人の展覧会を多くの皆様にお楽しみいただきたいと存じます。

このほかの事業についても、関係皆様のご理解、ご協力を得て、おおむね計画どおり進んでおります。

次に、懸案となっておりました筑北中学校の組合資産の処分については、麻績村が当初からお願いしてきた内容で決着いたしました。筑北村さんのご理解に感謝を申し上げます。筑北村村長、関川芳男さんとは時折2人だけでの懇談の席を持ち、この財産処分のほか、地域交通網の整備、コロナ対策、災害対応、国・県への提言・要望など、重要課題について腹を割って話し合いをしております。両村の特色ある発展と、地域全体の発展に尽くそうという共通認識を持って進んでおります。

そのほかにも重要な事務事業がございますが、コロナ禍にもかかわらず、おおむね順調に進展しております。これもひとえに議員各位をはじめ、村民皆様のご理解、ご協力によるものと深く感謝申し上げます。今後、村民皆様のお声を大切に受け止めながら、今、何が必要なのか、何を優先すべきか、めり張りのある村政運営を進めていきたいと存じますので、引き続きのご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

今定例会では、令和2年度決算認定をはじめ、条例の改正、補正予算、人事案件等を提出させていただきます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。

---

◎諸般の報告

○議長（塚原義昭君） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告第1号 令和2年度社会福祉法人麻績村社会福祉協議会の経営状況に関する書類の報告について、報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告については、既に配付してあるとおり、村長より報告がありました。

次に、議員派遣結果報告についても、お手元に配付してあるとおりです。

その他、報告がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） ないようですので、議事日程に従って会議を進めてまいります。

---

◎請願・陳情等の委員会付託について

○議長（塚原義昭君） 日程第5、請願・陳情等の委員会付託を行います。

第3-3号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外に移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、並びに第3-4号 人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要望すること、並びに第3-5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、総務経済委員会に付託いたしますので、委員会で審議をお願いいたします。

---

◎承認第1号、議案第1号から議案第15号、同意第1号から同意第2

号まで一括上程、提案理由の説明

○議長（塚原義昭君） 日程第6、承認第1号、議案第1号から議案第15号、同意第1号から

同意第2号までの一括上程をいたします。議案名の朗読は省略いたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 提案理由の説明を申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案18件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、（令和3年度麻績村一般会計補正予算（第3号））の提案理由を申し上げます。

令和3年度麻績村一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

その主な内容について申し上げます。

まず、歳入については、国庫支出金において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を補正計上いたしました。

繰越金においては、前年度繰越金の増額を補正計上いたしました。

村債においては、過疎対策事業債の増額を補正計上いたしました。

次に、歳出については、総務費において、村営バス購入経費の増額を補正計上いたしました。

商工費において、新型コロナウイルス感染症拡大防止飲食関連事業継続運営支援交付金の増額を補正計上いたしました。

土木費において、桑山地区定住促進住宅整備事業工事請負費不足額の増額を補正計上いたしました。

消防費において、新型コロナウイルス感染症対策防災用品購入費の増額を補正計上いたしました。

補正額は2,320万円の増額で、歳入歳出総額は27億1,610万円となります。

次に、議案第1号 令和3年度社会資本整備総合交付金事業道路改良工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

現在進行中の村道高畑野口線道路改築事業に伴い、道路拡幅工事を行うため、8月24日に入札を行い、8月25日付で工事請負契約の仮契約を締結いたしました。

地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は



処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、議決後は仮契約を本契約に切り替えるものであります。

次に、議案第2号 令和3年度村営バス車両購入契約についての提案理由を申し上げます。

本年度予定されております村営バス車両購入事業につきましては、8月24日に入札を行い、8月25日付で仮契約を締結いたしました。地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、議決後は仮契約を本契約に切り替えるものであります。

次に、議案第3号 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業麻績村デイサービスセンターみづき厨房増築及び改修工事請負契約の変更契約についての提案理由を申し上げます。

令和3年3月16日付で議会の議決をいただき事業を進めてまいりました、新型コロナウイルス感染症対策事業麻績村デイサービスセンターみづき厨房増築及び改修工事について、契約内容に変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第4号 麻績村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号 手数料徴収条例の一部を改正する条例についての提案理由を一括して申し上げます。

本条例は、デジタル社会の形成を図るため、関係法令の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、本条例を改正するものであります。

次に、議案第6号 麻績村住宅団地分譲事業特別会計条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。

麻績村天王住宅団地において、全ての分譲処理が完了したことに伴い、麻績村住宅団地分譲事業特別会計条例を廃止するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第7号 麻績村過疎地域持続的発展計画の策定についての提案理由を申し上げます。

令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されました。

麻績村におきましても、引き続き過疎地域の指定を受け、法律に基づく財政上の特別措置

を受けるため、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第8号 令和3年度麻績村一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

令和3年度も上半期が過ぎようとしていますが、事務事業は順調に進展しております。事務事業を執行していく上で必要となりました事項について予算補正を行うものであります。

補正内容の主な点について申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

村税では、令和2年度決算確定により、滞納繰越分の減額を、地方交付税では、普通交付税本年度確定差額分及び特別交付税の増額を、分担金及び負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種費用負担金の増額を、使用料及び手数料では、テレワークセンターオフィス使用料の増額を、国庫支出金では、民生費国庫補助金、衛生費国庫補助金の増額を、民生費国庫負担金の減額を、県支出金では、農林水産業費県補助金の増額を、民生費県負担金、総務費県委託金の減額を、繰入金では、特別会計繰入金の増額を、繰越金では、前年度の決算確定に伴う増額を、村債では過疎対策事業債、臨時財政対策債の増額を補正計上いたしました。

次に、歳出について主なものを申し上げます。

総務費では、庁舎改修調査設計ほか委託料、土地購入費、学校組合精算負担金の増額を、選挙関係各項目の増減額を補正計上いたしました。

民生費では、デイサービスセンターみづき改修変更設計委託料、子育て世帯臨時特例給付金不足額の増額を、保育園運営費人件費の増減額を補正計上いたしました。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種費用、還付金ほかの増額を補正計上いたしました。

農林水産業費では、鳥獣被害防止総合対策交付金ほかの増額を補正計上いたしました。

商工費では、観光設備長寿命化改修事業の増額を、中止となったサマーナイトフェスティバル補助金の減額を補正計上いたしました。

土木費では、特別会計繰越金、河川費負担金の増額を補正計上いたしました。

教育費では、小中学校施設改修費、分館整備補助金、マレットゴルフ場増設事業費ほかの増額を補正計上いたしました。

公債費では、繰上償還経費の増額を補正計上いたしました。

諸支出金では、今後の財政支出に備え、それぞれの基金の積立を、予備費においては、歳

入歳出の調整を行ったものです。

災害復旧費では、本年8月の大雨に伴う、農林水産業施設災害復旧費を補正計上いたしました。補正額は3億5,200万円の増額で、歳入歳出総額は30億6,810万円となります。

次に、議案第9号 令和3年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、国民健康保険税の減額を、繰越金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、一般被保険者療養給付費、保険税還付金ほかの増額を補正計上いたしました。補正額は2,100万円の増額であります。

次に、議案第10号 令和3年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

前年度繰越金の確定により、繰越金を予備費に計上するものであります。補正額は2万1,000円の増額であります。

次に、議案第11号 令和3年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

前年度繰越金の確定により、繰越金を予備費に計上するものであります。補正額は10万円の増額であります。

次に、議案第12号 令和3年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、前年度繰越金確定による一般会計繰入金の減額及び繰越金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、浄化槽法定検査手数料不足額及び予備費の増額を補正計上いたしました。補正額は100万円の増額であります。

次に、議案第13号 令和3年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、負担金、一般会計繰入金、繰越金、村債の増額を補正計上いたしました。

歳出では、施設維持管理委託料、村単工事請負費、公債費繰上償還費の増額を補正計上いたしました。補正額は681万4,000円の増額であります。

次に、議案第14号 令和3年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、前年度繰越金の確定により繰越金の増額を、一般会計繰入金の減額を補正計上

いたしました。

歳出では、保険給付費、地域支援事業費、諸支出金の増額を補正計上いたしました。補正額は6,473万8,000円の増額であります。

次に、議案第15号 令和3年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、後期高齢者医療保険料、繰越金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、前年度事業確定による一般会計繰出金ほかの増額を補正計上いたしました。

補正額は124万円の増額であります。

次に、同意第1号 教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

教育委員、宮川裕満氏が令和3年9月30日をもって任期満了となることから、新たに麻績村麻3864番地10、小松小百合氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年間です。

次に、同意第2号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

麻績村固定資産評価審査委員会委員、町田俊男氏が、令和3年9月30日をもって任期満了となることから、引き続き麻績村麻877番地、町田俊男氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和3年10月1日から令和6年9月30日までの3年間です。

以上18案件、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 提出者より提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本日は、議案第1号から第3号のみの採決をし、その他の承認第1号、議案第4号から第15号、並びに同意第1号から第2号については上程のみとし、審議・採決は本定例会3日目の9月3日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認め、議案第1号から第3号を採決し、その他案件については、上程のみとすることに決定いたしました。

---

◎認定第1号から認定第8号まで一括上程

○議長（塚原義昭君） 日程第7、認定第1号から認定第8号まで、一般会計と各特別会計の歳入歳出決算認定議案8件を一括上程いたします。

認定議案名の朗読は省略いたします。

本日は上程のみとし、8月30日に各会計の決算状況について担当課より説明を受け、認定については9月3日、審議・採決を予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定いたしました。

なお、決算書の会計管理者説明については省略いたします。

---

◎令和2年度決算審査意見書報告

○議長（塚原義昭君） 日程第8、令和2年度決算審査意見書報告を議題といたします。

決算審査について、監査委員の意見を求めます。

飯森雄三代表監査委員。

○代表監査委員（飯森雄三君） それでは、私のほうから決算審査について申し上げます。

令和2年度の決算審査は7月13日から実施いたしました。その結果につきましてはお手元の意見書のとおりでございますが、概略を申し上げます。

なお、着座にて申し上げさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、各会計とも計数に誤りがなく、関係書類につきましても適正に処理されていることを認めました。

なお、財産及び物品についても適正に管理され、台帳等の整備、また各機器についても適正に管理され、正確であることを認めました。

それでは、一般会計について申し上げます。

歳入は前年度比22.8%増、歳出も前年度比21.7%の増となっております。収納率は89.3%、繰越事業があるため、歳出の執行率は84.7%となっております。

単年度収支は1,097万4,000円の赤字、実質単年度収支につきましては4,812万6,000円の

黒字となっております。

次に、財政指標でございますが、財政力を判断する財政力指数は0.190、計上収支比率は前年度より2.5ポイント下がり78.4となりました。実質公債費比率は4.9で、健全化判断基準を大きく下回り、また、基金の状況等を含め総合的にみて、引き続き健全財政を維持しているものと考えられます。

次に、未収金でございます。

村税は前年度より1万9,000円増の32万6,000円ですが、徴収率は99.9%の高水準で前年度に続き成果が出ております。

財産収入の別荘貸付収入では、前年度より510万4,000円減の1,647万8,000円となりましたが、多額であります。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

歳入は前年度の5.6%減、歳出も7.4%の減となりました。単年度収支は410万円、実質単年度収支は1,510万円の黒字となっております。保険税収入は5,775万4,000円で、前年度比2.7%増となりました。未収金は年々減少しており、93万6,000円となり、回収の成果が見られます。

歳出は保険給付費が主たるもので、前年度より6.8%減の1億8,503万2,000円となりました。支払い準備金は1,100万円が積み立てられ、6,500万4,000円となりました。

次に、聖高原別荘地地上権分譲事業について申し上げます。

販売は1件2区画ございました。村持ち分が令和2年度41区画増え1,241区画となり、全体の64.7%を占めております。

次に、住宅団地分譲事業特別会計について申し上げます。

未販売区画は1区画でございますが、本年度の販売見通しがございます。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

歳入は前年度の8.5%の増、歳出は前年度の9.6%の増となりました。

歳入の主たるものは使用料及び手数料で、歳入比28.1%の4,467万1,000円と、一般会計繰入金が50.7%の8,076万8,000円であります。

歳出では、公債費が構成比53.3%の8,072万円、建設改良費が2,951万3,000円でした。

次に、水道事業特別会計について申し上げます。

歳入は前年度の11%の増、歳出も11.4%の増となりました。

歳入の主たるものは使用料及び手数料が、歳入比45.8%の6,479万2,000円と、一般会計

繰入金が36.3%の5,130万8,000円であります。

歳出では、公債費が52.6%の7,276万7,000円、建設事業費が2,624万2,000円となっております。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

歳入は前年度の1.4%減、歳出は4.7%減となりました。介護認定者は前年度より7名増の255名となっております。支払準備金を1,000万円積立て、2,609万4,000円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

収入は前年度2.6%の増、歳出は1.0%の増となりました。

歳入は、歳入比64.5%の保険料と、歳入比34.3%の一般会計繰入金が主たるものでございます。

歳出は、広域連合への納付金が主たるものでございます。

次に、高等学校生徒奨学基金について申し上げます。

新たな貸付けはありませんでした。正確に処理されていることを認めます。

次に、土地開発基金について申し上げます。

土地の移動はなく、運用益の積立金のみでございます。

以上でございますが、本意見書では詳細については省略させていただいております。なお、健全化法における実質公債費比率と基準を大きく下回り、健全財政を維持しておりますが、今後、実質公債費比率は上昇に転ずると予測がされております。今後とも健全な財政運営に配慮していただくことをお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症については、全国的に急激な感染拡大が続いており、収束が見通せていません。今後の住民の社会生活、経済情勢の変化に引き続き迅速・的確に応えていただく行政運営をお願いいたしまして報告といたします。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 監査委員からの決算審査意見書の報告が終わりました。

お諮りいたします。

ここで暫時休憩し、議案第1号から第3号について、全員協議会にて提出者より詳細説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩といたします。

委員会室に移動してください。また、詳細説明後、議案第1号から第3号までの採決を行いますので、議場にお戻りください。

では、移動をお願いします。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時56分

○議長（塚原義昭君） 会議を再開いたします。

---

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第9、議案第1号 令和3年度社会資本整備総合交付金事業道路改良工事請負契約についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第1号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） ございませんか。

それでは、議案第1号について質疑を打切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---



◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第10、議案第2号 令和3年度村営バス車両購入契約についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第2号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） ございませんか。

それでは、議案第2号についての質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第11、議案第3号 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業麻績村デイサービスセンターみづき厨房増築及び改修工事請負契約の契約変更についてを議題といたします。

質疑を行います。

議案第3号について質疑のある方の発言を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） ございませんか。

それでは、議案第3号についての質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認め、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○議長（塚原義昭君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

令和3年第3回9月定例会第1日目を散会といたします。

この後、全員協議会にて提出議案について、提出者より説明がありますので、委員会室に移動願います。全員協議会は10時15分より始めます。

また、全員協議会終了後、総務経済委員会において付託案件の審議をお願いいたします。

よろしく願います。

散会 午前 9時59分

令和3年第3回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

令和3年9月1日（水）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 一般質問  
2 委員長報告

---

出席議員（8名）

- |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 塚原利彦君 | 2番 | 飯森茂孝君 |
| 3番 | 峯村賢治君 | 4番 | 宮川秀俊君 |
| 5番 | 小山福績君 | 6番 | 小瀬佳彦君 |
| 7番 | 茂木泰男君 | 8番 | 塚原義昭君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

- |      |       |          |       |
|------|-------|----------|-------|
| 村長   | 高野忠房君 | 副村長      | 塚原勝幸君 |
| 教育長  | 飯森力君  | 村づくり推進課長 | 塚原敏樹君 |
| 総務課長 | 宮下利秀君 | 振興課長     | 森山正一君 |
| 住民課長 | 塚原貴志君 | 観光課長     | 青木秀典君 |
| 教育次長 | 塚原優仁君 | 代表監査委員   | 飯森雄三君 |

事務局職員出席者

- |        |       |    |      |
|--------|-------|----|------|
| 議会事務局長 | 臼井太津男 | 書記 | 宮下伸一 |
|--------|-------|----|------|

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（塚原義昭君） おはようございます。定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和3年第3回麻績村議会9月定例会第2日目を開会いたします。

報道関係者より写真撮影、議会傍聴の申出がありましたので、これを許可します。

また、議場音声映像システム設置業者より操作確認の立会の申出がありましたので、これを許可します。

これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の説明

○議長（塚原義昭君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

---

◎一般質問

○議長（塚原義昭君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者は7名です。

質問の順序は、既に配付してあります一般質問通告事項のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として、質問時間は、通常より10分短縮して45分とします。質問者は自席にて質問を行ってください。

それでは、順番に発言を許可いたします。

---

◇ 飯 森 茂 孝 君

○議長（塚原義昭君） 初めに、2番、飯森茂孝議員の一般質問を許可します。

2番、飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） それでは、令和3年9月定例議会におきまして、さきに通告してあります一般質問事項は、若者定住住宅と移住定住促進住宅について、テレワークセンターについて、豪雨災害の備えについて、観光事業について、そしてコロナ対策としての第2弾おみぼん商品券の経済効果について質問いたします。一問一答でお願いいたします。

村では、もう皆さんも既にお分かりのとおり、若者の移住定住促進を目的に、桑山地区に昨年5棟が完成、入居者も決まり、麻績村での新たな生活が始まっております。また、引き続き今年度も、桑山地区に4棟の賃貸住宅が8,090万円を投じて建設が行われます。一方、本町地区では、30棟の若者定住住宅に現在100人を超す住宅地区となりました。

それでは、質問事項の1として、若者定住住宅と移住定住促進住宅についての質問を行います。

まず、質問要旨の1として、移住定住促進住宅や若者定住住宅の入居者のほとんどが、村外勤務であります。移住者が麻績村で生活できるための就労の受皿も必要なことだと思い、これも重要課題の村の政策の一つに挙げられるものと思われまます。企業誘致の必要性や農業振興策の推進を目指さなければならないが、村としてのお考えをお聞きいたします。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思ひます。

まず、ご質問の趣旨につきましては、就労の場をもっとつくらなければということですが、当然就労の場をつくるということは大事なことだというふうに、これは受け止めております。

ただ、就労の場をつくらなければ若者は来ないというお考えは、現在交通網やICT環境の整備がされておきまして、いわゆるこういったものが整備されない時代のことであつて、今日は少し違うのではないのかなと、こう思っております。就労人口の集積がなければ企業進出は難しいということではないのかなと、そのように思っております。

私は、麻績村の多くの課題の根底には、若者が少なくなった、いなくなったことにある。

だから若者を一人でも増やすことが何よりも必要だという考えで、各種の施策を進めてまいりました。今日、目に見える結果が出ているわけでございます。議員がおっしゃる企業誘致はなくしても若者が増えているという、こういった現実があるわけでありまして。

今日の若い人たちはどんな職場で働きたいかということですが、若い人たちは、自分の資格や自分の特技、こういったものを生かした職、それから自分に合った職に就きたいという人が多いわけでありまして。そして、その職種は非常に多種多様、多岐にわたっているわけでありまして。

麻績村に住めば、交通の便がよく、自分に適した職場を通勤可能な近隣の地に探すことができる。勤務地は自治体がどこでも構わないわけです。1時間以内の通勤時間はさほど気にならない。麻績村に住めば生活環境は良いし、行政支援等含めて、子育て環境にも恵まれている。だから麻績村に住みたいという理由で、移住したいという若い人たちが多いのではないのかなど、こう思っております。少なくとも、村の住宅に入った人の多くがこうした考えであるというふうには受け止めております。

また、現在、当地域におけます村内での就労希望者は非常に少ないということでありまして。これはどういうことから申し上げるかといいますと、役場でも人材の募集をいたします。それから村内の企業等でも人事の募集をします。そうした中でも応募者が皆無に等しいという、こういった現実があるわけでありまして。

議員のご提案の企業誘致、これは必要なことではありますけれども、今日の社会経済情勢や地域の、一番は地域の就労人口がどれだけ蓄積されているかということを見ますと、優良企業の進出は期待できないのではないのかなど、こういうふうには受け止めております。こういうことから、現時点におきまして優良企業の誘致ということは、積極的に進める考えはないということをお願いしたいと思います。

それから農業につきましても、村が基盤をしっかりと整備して個人や企業を誘致するということは、非常にリスクが大きいというふうには考えております。ですから、村に入って農業をされる皆さんがどんな農業をしたいのか、どうした形でやっていきたいのか、具体的な計画が当然個人や法人にあるわけでありましてから、そういった希望に沿うような支援をしていく、その支援の充実を図ることが重要だというふうには考えております。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 今、村長のほうから企業誘致のことも話されました。優良な企業誘致

でなくても、やはり小規模であろうか中規模であろうが、そういう企業の誘致というものは積極的に麻績村としても進めていかなきゃならないと思います。これは単に、この誘致に関しては、インターチェンジもあったり、ものすごく企業誘致には有利な点もあります。ぜひこれからも企業誘致には努力をされていっていただきたいと思いますが、今までに企業誘致についてどのような努力をされてきたかお聞きいたします。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 議員にも現実をぜひご認識いただきたいのと、こう思っております。今日までいろんな問合せとかそれからいろいろな話もございました。そういった中で、例えば100人、200人という就労者を集めるということが現実としてできないということ、それぞれ企業なりそういった皆さんは、こちらのほうで計画を出しても、そういったことで最終的には進出を諦めるという実態があるわけでありまして。

具体的に申しますと、公表はしておりませんが、そういった企業が来て、始めたいという具体的な話もあったわけですが、さて、ならば就労者をどこから集めるかということになると、長野・松本方面から集めなきゃいけないということになるわけですね。

そうすると、企業としてはそこまでの将来にわたるリスクというものが非常に大きくなりますので、そういったこともできないということになるわけです。ですから、今の段階では、企業誘致ということよりも、就労人口を少しでも増やしていくということがまず先であるということ、ぜひご認識いただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 今村長のほうから言われましたけども、できれば少しでもやはり企業誘致というものを考えなきゃ、これからは麻績村としても考えていかなきゃならない時代になってきていると思います。ぜひこのインターチェンジをうまく利用して、企業が一つでも来ていただくような、そういう施策というものも、今後麻績村としても考えていかなければならないんじゃないかなと、私は思っています。

それでは、要旨の2に移ります。移住定住促進住宅や若者定住住宅の入居許可期間というのは、条例で定められています。これにつきましては、入居期間の決まっている方たち、これは基本的には子育て期間中となっております。入居期限が切れた居住者に対する村の方針、これについて伺います。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

森山振興課長。

○振興課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、それぞれの条例によりまして、入居期間が定められております。麻績村若者定住住宅におきましては、入居指定日から起算して15年、または中学生以下の子供と同居している期間としております。同居の子供が当該住宅から高等学校へ通学する場合には、在学中に限り入居を延長することができるかとされております。

また、特別な事情があるときは、入居期間を延長することができるというような条例となっており、その場合には、家賃は通常家賃より増額されるということでもあります。

また、麻績村移住定住促進住宅におきましては、入居指定日から起算して15年、もしくは小学生以下の子供と同居している期間とされております。また、特別な事情があるときには入居期間を延長することができるとしておりますが、特例家賃として家賃は増額となるような条例となっております。

このように、現在の条例上は、特別な事情がある場合を除きまして、期限までに退去していただくということになります。入居時にはこうしたことをご理解いただいた上で、現在入居をいただいているところでございます。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 入居期間は15年ということが言われましたけども、私は高校を卒業して、それから麻績村から流出していってしまう若者、これに関しては麻績村としても考えていかなきゃならない問題だと思います。そして今、桑山のほうにも住宅が建たっておりますけども、今のところは15年後ということを考えれば、あそこに入居している方々というのは、15年先のことはあんまり考えていないと思うんですよね。しかしながら、麻績村のこれからの住宅に関するビジョンというものも、15年後のことをしっかりと考えた施策でないと、私はまずいんじゃないかなとそんなふうに思っています。

ですので、若者が流出しない対応、これは15年後のことを考えた施策でないと、私はまずいんじゃないかなと思いますので、この辺も、今後麻績村としてのビジョンというものをしっかり出していただきたいと思います。

それでは、要旨3に移りますけども、今言われています賃貸住宅だけでなく、麻績村への永住対策として、分譲住宅の建設や空き家住宅の利活用の考えについて伺います。

○議長（塚原義昭君） 森山振興課長。



○振興課長（森山正一君） それでは、賃貸住宅、分譲住宅の関係についてご説明をさせていただきます。

今のところ、定住住宅としての分譲住宅は、村では予定をしてございません。本来分譲住宅につきましては、ハウスメーカーなどの民間によって販売されることが一般的であります。自治体が分譲住宅を建設し、販売する例はほとんど見られないのが現状であります。村としましては、経済的な負担の少ない若者向け賃貸住宅の活用を優先に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 塚原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうから空き家の活用についてのご質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

平成22年から村の空き家バンクというものがございまして、そちらのほうへ登録をいただいて、空き家のマッチングを進めております。現在までに57軒のご登録をいただきまして、現在は4軒が残っている状況でございます。

村として活用できる物件等につきましては、地域おこし協力隊、それからその退任後の住宅として18軒の活用をしております、空き家の活用を図っているところでございます。現在4軒ということで登録件数が少ないわけでございますけれども、この辺は空き家を提供してくれる方が少なくなっているということがございまして、その辺は課題かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 村の中にも空き家、古民家が随分多くなってきていると思っております。移住促進を果たすのであれば、そういうところにも目を向けていただいて、移住者が定住できるようなそういう組織づくりというものも、私は大事だと思っておりますので、ぜひ空き家の住宅の利活用、こういうようなものも、しっかりとこれから麻績村の施策として考えていただきたいと思います。

廃屋になるということは非常に切ないことですので、なるべくそういうものに対しても目を向けていただいて、これからの麻績村の人口を一人でも多くしていただくような、そういう施策に切り替えていただきたいと思います。

それでは、質問事項の2番に移ります。

テレワークセンターについてです。このことは私も何度かご質問しておりますけれども、現在

のところ、テレワークの事業に対しては非常に利用者が少ないというふうに思っています。アフターコロナを見据えたテレワーク事業の未来像というものを示していただきたいと思ひまして、この質問事項にさせていただきます。

まず、桑山地区に入居された方の中に、テレワーク施設を優先的に入れようとする入居者がいなかったことは、非常に残念に思っています。この質問要旨1として、テレワークセンターが移住者の雇用創出に結びつかない主な要因について、村ではどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（塚原義昭君） 塚原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思ひます。

テレワークセンターの目的、仕組みについては以前もお話しをしておりますが、改めてご説明させていただきたいと思ひます。麻績村のテレワークセンターは、移住者を雇用する施設ということではございません。村が事業者となって、人々を雇用する施設でもないということでございます。テレワーカーに仕事の場所を提供する施設ということございまして、施設内にはWi-Fiの機能が整ったレンタルルーム、それからコワーキングスペース等から成っております。ご利用様は、サテライトオフィスの使い方、それからシェアオフィスとしても使うことができます。

それから、多目的に使える会議室も備えておりまして、多数でのリモート会議、研修などにも使えます。現在はルームレンタル、サテライトオフィスのなご利用が主でございまして、短期利用、長期利用があります。村内近隣に住み、ここを職場としてリモートで仕事を行うことができます。将来発展すれば、自立、それから地元人材雇用にも結び付くということでございます。

こうした施設でございますので、移住者を雇用するというのではなくて、移住者や地域の方々がテレワークをする場所として使える、しかもリーズナブルで快適に使えるという場所でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 今の説明ですけれども、私はこの辺は納得できないところがあります。政府のほうでは、新型コロナの流行が始まって以来、働き方改革、そして国を挙げてのテレワークの推進が行われています。特にコロナのことに関しましては、緊急事態宣言が出され

てからは、感染対策の手段としてテレワークに移行する企業が急増しております。

麻績村では、このテレワーク事業は施設と設備等、このことに関しては非常に充実していると思いますが、どう考えてみても、企業や若者に注目されていないのがなぜだろうと私は思っております。立地条件が悪いのか、テレワーク事業をもう一度一から考え直す必要があると私は思っています。

そして、要旨2なんですけども、テレワーク事業参加企業誘致数、令和2年度ゼロ企業であり、いまだ目標値を達成できていない。この主な要因と改善策のチェックはされているのかどうか、具体的な説明を求めます。

○議長（塚原義昭君） 塚原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思えます。

令和2年度のテレワークの利用者でございますが、4月に1件申込みございましたけれども、首都圏からの申込みということでございまして、新型コロナウイルス感染防止の観点から、不許可という経過がございます。実質的に新型コロナの影響もありまして、利用者は昨年ゼロ件でございました。

今年度は、現在までに延べ9件、19名の方にご利用いただいております。利用者様の利用状況を見ますと、企業にお勤めのリモートワークで仕事をされている方がほとんどでございます。コロナ禍の中、テレワークセンターの積極的なPRも外にできていないということは事実でございまして、アフターコロナに向けては、そんな方面にも力を入れていきたいというふうに思っております。

コロナの感染状況を見つつ、当面は、移住につながる貸しオフィスとしてのテレワークセンターの利用者の増加に向けて努力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 今、課長のほうからも言われましたけども、私はどう考えてみても、テレワークが開設されて4年くらいになると思いますが、このPRがどうしても少ないんじゃないかと。PRすることによって、都会からもある程度目をつけてこちらのほうへ来るという方もいるとは思いますが、麻績村は軽井沢とかそういうところとはちょっと違います。知名度の面では低いと思えますけども、ぜひこれからは都会へ向かって、それに県内に向けてもこのPRというものは非常に大事だと思いますので、ぜひこれからは努力させていただきたいと思っております。

それでは、質問事項の3番に移ります。

豪雨災害に備えてということですが、私は先月、ちょうど盆の頃ですかね、記録的な大雨により県内の被害、これは皆さんもご存じのとおり、岡谷のほうでは3人の命が土石流によって奪われました。そして、ほかの県内の中でも多大なる被害をもたらしました。

このことに関しましては、麻績村でも被害届があったのではないかと推測しますが、被害の状況等も説明していただければと思います。日頃から災害に対しての事前の準備が欠かせませんが、これから迎える台風シーズンや線状降水帯といった、異常気象に関わる麻績川の増水も考えられます。

そこで、要旨の1です。今でも記憶に新しいわけですが、令和元年度に発生した19号豪雨台風は、麻績村にも大きな被害をもたらしました。そして、地蔵川原地籍の麻績川堤防決壊寸前箇所がいまだに復旧工事がされていないと思われそうですが、主な要因と今後の見通しについて伺いたしますが、この1週間ぐらい前からこの復旧工事が行われていたのを私も目にしましたので、ここまで遅れたという要因ですね、それをお聞きしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 森山振興課長。

○振興課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

地蔵川原の地籍の麻績川の護岸崩落箇所についてのご質問でございますけれども、麻績川につきましては一級河川に指定されておりますので、この河川の管理者は長野県松本建設事務所となります。したがって復旧工事につきましても、管理者である松本建設事務所ですら実施することとなります。

台風19号による麻績川の被災箇所につきましては4か所でありましたが、このうち地蔵川原地籍のみ被災規模が小さく、災害復旧事業の対象外となったため、県では県単事業での復旧に向け、予算要求を行っているとお聞きしております。予算が確保できた段階で工事に着手することとなります。村といたしましては、被災から2年が経過する中で、これまで松本建設事務所に随時状況を報告する中で、早期復旧をお願いしているところであります。

今後の対応についてでございますけれども、先ほど議員おっしゃいましたとおり、完全復旧の時期はまだ見通しは立っていないということですが、今後の増水による被害の拡大を防止するため、先月30日からですかね、大型土のうを設置する応急復旧の工事を行っているところであります。しかしながら、これについては完全復旧の予定ではないということですので、村としましては引き続き早期完全復旧をお願いしてまいります。

また、ご質問にありましたお盆の豪雨についての被害状況でございますけれども、幸いにして麻績村につきましては、非常に被害が少なかったと思っております。水田で1か所、畑地で3か所、合計4か所でのり面の崩落がございました。また、一級河川麻績川につきましては、一部護岸の崩落が見られたという状況であります。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） これは一級河川ということも、麻績川はあります。そして、これは松本建設事務所が行っているものだと思いますけれども、本当に今まであれだけ崩落していたところが、これから台風、そして大雨や川の増水による二次的災害が心配されるということで、私は復旧工事の早期の開始を要望してきたわけですが、最終的には、早期に復旧工事がされるようにどのような努力をされていますでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 森山振興課長。

○振興課長（森山正一君） 復旧工事の関係につきましては、村としては県のほうにヒアリング時、また随時に経過等の写真も送付しながら、これまでお願いしてきたわけですが、今回仮復旧がされたことで、これが早期完成につながるように、これからも引き続き県のほうへお願いをしてみたいと思います。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） ぜひ、県のほうにはそのようなことで、ぜひ一日も早く復旧されることを要求していったほしいと思っております。

それでは、続きまして、観光事業についてお聞きしたいと思います。

観光事業に関しましては、昨年麻績村に寄附された、これは学校法人昭和大学の大型別荘ですね、築34年経過の別荘地について、麻績村としてはこの寄附された別荘地、この利活用について今後の見通しについて、どのような検討をされているかお伺いたします。

○議長（塚原義昭君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それではお答えいたします。

昨年、昭和大学の寄附を受けたんですが、その寄附を受ける際にお話ししましたとおり、取りあえず寄附を今現在は受けておきまして、今後何かあれば検討するというような形で、今現在も至っているところでございます。以後、寄附を受けた後数件のお問合せ等はございましたが、具体的には進んでいない状況でございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 具体的には進んでいないというところですけども、麻績村としてはそのままの状態、具体的に決めていないということは、どういうことなんでしょうかね。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今観光課長お答えしたとおりでございます、これ寄附を受けるときにも議会の皆様ともご相談して、結果、今課長が申し上げたとおり、特に目的は今すぐ出てこないということの中で、あれだけの施設であるし、利活用も今後可能ではないかという中で、まずは寄附をお受けだけして、今後何かあれば検討していくということで、寄附を受けたということでございます。その後、数件問合せ、それから現地の中の案内等もしたところがあるわけでありましたが、まだ具体的には進んでいないという現状であります。

今後についてのご質問でございますが、村として直接あそこを何かの形で、村が直営でということは今考えておりません。民間で利活用したいというような方があれば、そういった方向のほうがよいのではないかということは検討しておりますが、今申し上げた数件の問合せとか案内等につきましても、どうしても今コロナの関係で、経済とかいろいろな関係で進まないというような状況です。

ですから、私のほうもコロナが終息して地域経済、社会全体が明るさを増してくればいろんな話が出てくるであろうと、こんな期待をしておるところであります。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 今村長のほうから報告がありましたけども、私たちも別荘地の中に入って確認しました。この場合、中をやはり整備しないと、誰も、しっかりと修繕しないと誰も利用したいなと思うような方はいないと思います。村としてはこの大きな別荘地を、中の修繕というようなことは考えておられるでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ただいま申し上げたとおり、もし利活用したいという方があれば、その方がどんな目的で何に使っていくかということによって、当然内部の改修等も違うわけがありますから、村が先行して整備をするということは、今考えておりません。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 私はあのままでやっておくと、いくら立派な別荘だとはいっても、これに関しては村としては廃屋にするというわけにはいかないと思いますので、ぜひ利活用のほうをしっかりと今後も考えていってほしいと思います、しつこいようですが、その辺はどのように考えていますでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 何回も申し上げるようでございますが、今現時点で、中を村としてお金をかけて直したとしても、今後どんな利活用がされるかということは未定であるわけです。ですから、あの施設を使いたいというような方があれば、また協議をしてどうするかということでもあります。ですから、今現時点での建物を村が直して、そして生かせるということはないというふうに考えております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 修繕するとかそういうことに関しては、やはり予算も伴うものだと思います。しかしながら、あれだけ立派な寄附された大型別荘ですので、ぜひ麻績村としてもその利活用を今後も考えてほしいと、私は思っております。

それでは、質問要旨の2番になりますけれども、私も先日来、聖湖の周りを見ましても、聖体育館ですね、これも随分老朽化しているように思われます。聖体育館の老朽化に伴う今後の対応策というようなものは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今後に向けての考え方ということでございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

その前に、先ほどの議員が最後にご提案いただきました、村として運営していくための整備という、そのご提案でございますが、最初から申し上げましたとおり、村があ施設を直営で何かしていくという考えはないということをご理解いただきたいと思います。村があ施設を使って、例えば宿泊施設に整備するとか、あるいは施設にして村が運営していくと、村がやっていくという考えは今ないということ、まずご理解いただきたいと思います。民間で活用されるというようなことがあれば、そういった皆さんでやっていただきたいと思います、こんな考え方だということでもあります。

それから、聖体育館の今後についてでございますが、いろんな考えがあることは承知しております。古くなったから取り壊して更地にすべきだというお話とか、あるいはきちんと整

備をしていくべきだというような、いろいろなお考えがあるかと思いますが、村としては聖体育館につきましては、防災面からしても廃止はできない施設だという位置付けをしております。

聖高原のオンシーズンの人出等につきましては、議員もご承知のことだと思います。あの聖湖周辺に、オンシーズンにどれだけの人がいるかと。そういったときに、万が一急な天候異変等あったときの避難所としても確保できる場所ですし、確保しなきゃいけないというふうに思っていますし、そんな観点から、廃止にはできない施設だというふうに考えております。

そうした中で、今後整備につきましては、長寿命化計画では整備する施設というふうになっているわけですが、ご承知のとおり観光施設は非常に数多くあるわけです。そうした中で村所有の観光施設、これをどんな形で今後整備していくかということですが、これは緊急度の高いものから順次整備していくということで計画をしているわけでございまして、聖体育館につきましては、今何年度に整備するということは申し上げられないわけですが、いずれにしましても整備をして存続をしていきたい施設だというふうに考えております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） それでは確かめます。それでは、聖体育館の使用に関しましては、防災そして避難所の場所として、これからも利用していくということでよろしいでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 体育館でありますから体育館であります。スポーツとして利用します。ただ、その施設は防災面からも利活用いただける施設だと、そういったこととございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） たしか、今村長の言ったように、聖体育館というものを、最盛期のときは先ほども言いました昭和大学、そういう方たちが夏の合宿とかそういうところで、結構聖体育館というものは利用された時代もあったと思いますが、時代と共に昭和大学があのように寄附するということは、観光事業も衰退してきているんじゃないかなと、私は思っているわけです。

そういうところで、非常に体育館にしても利活用が少なくなっていると。そういうことで、



私のほうから今後どのような方法でやっていかれるのかということをもとにお聞きしたわけですが、この体育館、単純な話でありますけれども、耐震基準というものはクリアしているかどうかをお願いします。

○議長（塚原義昭君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） 聖体育館の耐震基準の関係でお答えいたします。

聖体育館は昭和55年建築でございます。令和3年現在、築41年を迎えているものでございまして、耐震改修工事はまだ未実施の施設でございます。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） それでは、耐震基準をクリアしていないということによろしいですか。

○議長（塚原義昭君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） 昭和56年以前の建物でございますので、耐震基準はクリアしていないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） それでは、避難所とかそういうものに関して使用できるのかどうか、ここの辺も確認したいと思います。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 耐震基準が56年以降の新しい耐震基準に合っていないから、雨が降ったときにそのところに雨よけに避難しちやいけないというようなことはないわけでありまして、ある施設につきましては活用していくという考え方であります。ですから、今後当然その整備という中には耐震整備等が必要であります。そういったものも順次進めていくということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 村長、それでは、いつ頃までに耐震に関しての改築というようなものも考えておりますでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 先ほどから申し上げておりますように、観光施設は非常に数多くあるわけでありまして、スキー場から始まりましてスライダー、それからキャンプ場でありまして、博物館、それからレストランの関係等々、非常にたくさんあるわけでありまして、そうし

た中で何が優先していくかということで、忙しいところから進めていくということでございます。ですから何年先にとすることは、今申し上げることはできません。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） それでは、なるべく早いうちにやっていただくということは、やはり確認できるかということなんですけども、いかがでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） また今日、ほかの議員さんからもご質問ございますが、観光施設の整備につきましては、順次進めていくということでありまして。ほとんどの観光施設が村施設、村営ということに切り替えた点から、村が営業するというようなことから、いろいろな制度も使えるということでありまして、今後忙しいところから進めていくということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） なるべく早くやっていただきたいと思っております。この辺ちょっと、あまりにも歯車がかみ合わないところもありますけども、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、質問事項の最後になります。

あと3分ほどですので、コロナ対策としての第2弾、おみぼん商品券の経済効果についてお伺いいたします。

まず質問要旨1ですけども、おみぼん商品券第2弾、1人1万2,000円が配布されました。これは5月から使用されて、12月31日までの使用が可能だと言われてはいますが、現時点までの利用状況について知りたいので、お願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 塚原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） おみぼん商品券の第2弾でございますけども、発行総額が3,175万2,000円ということでございまして、7月末時点で1,977万6,000円の利用がございました。利用率62.2%でございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） まだ12月31日までということですので、62%ぐらいの利用があったということなんですけども、これ、私今、麻績村の中でも特に飲食店、そういうところには非常に大変な収入の減というものがありますけども、こういうところにもやはり使っていただく

ということもメインになるんじゃないかなと思いますけども。

今、おみぼん商品券の主な消費先ですね。私は多分食品とかガソリン、こういうようなものが主としてこの62%の中に入っていると思いますけども、主な消費先の分析と、それに経済効果についてお伺いいたします。

○議長（塚原義昭君） 塚原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

7月31日時点での内容でお答えをさせていただきたいと思います。議員おっしゃいますとおり、主な消費先で特に多いのがA・コープでございます。おみぼん商品券につきましては、新型コロナウイルス感染症により、村内の商工事業者や村民に大きな影響が出ていることから、村内商工業者への消費喚起、それから住民の生活支援を目的として実施しております。

経済効果といたしまして、消費先によって額に差異はございますけども、その大部分が日々の生活必需品関連であるということでございまして、さらに経済効果の中では、感染症対策として、村外ではなく村内でこの消費がされているということで、効果が挙がっているというふうに見ております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） 今冒頭に言われましたけども、一番多いのはA・コープだということですけども、この中には、A・コープというのは村内の中でも、筑北村の方たちもこのことに関しては使えるわけですよ。ですので、私の思うのには、このおみぼんにしても両方の、筑北村も麻績村も何か共通にできるようなそういう商品券を、これからも筑北村とお話した上で共通の商品券を作っていただきたいなど、私からの希望ですけども、ぜひその辺を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 商品券につきましては昨年から2回続いているわけですが、実は地元の商工業者さん、具体的に言いますと麻績商工会の皆さんを中心に、麻績の商工業が困っているんだということで、麻績の商工業の支援をしてほしいという、一番この辺にあるわけですね。それと併せて、先ほど課長が申しあげましたように、麻績村民の経済支援と申しますか、村民の皆さんがこういったものを使うことによって日々の生活の支援ができると、こんな目的で今回のものは行いましたので、また議員ご提案のことにつきましては、また別の次元の商品券等では考えられるわけですが、今回のこのコロナ関連につきましては、今申

し上げた2つのことから、麻績村内でということになったわけですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 飯森議員。

○2番（飯森茂孝君） ありがとうございます。今の趣旨である程度のが分かりました。それでは、これで私の質問事項は終わりいたします。ありがとうございます。

○議長（塚原義昭君） 2番、飯森茂孝議員の一般質問が終了しました。

---

#### ◇ 峯村賢治君

○議長（塚原義昭君） 続いて、3番、峯村賢治議員の一般質問を許可します。

3番、峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 3番、峯村賢治です。

さきに通告しましたように、コロナ対策について、観光について、以上2点、自席にて一問一答形式で質問いたしたいと思います。

まず、コロナ対策についてで、要旨1ですが、クーポン券配布後の状況と結果はということで、これは今2番議員の質問にあったとおり、概ね内容は理解いたしましたが、約6割強ですか、7月末時点で使われているという、かなりこれは早いんじゃないかなと思っています。

年末に向けてさらに駆け込み需要もあると思いますので、概ね前回同様100%に近いような消費があるんじゃないかと想定はできますが、先ほどの議員の質問以外に、何か補足することがあれば伺いたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 塚原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

前回6月定例におきまして、5月末時点ということで議会のほうへご報告をさせていただいておるところでございます。5月末時点が26.8%の利用率でございましたので、2か月で35%ほど伸びている状況でございます。

今回は12月まで使用できるということになっておりますけども、議員おっしゃられるとおり、3か月で約6割の利用率ということでございます。これは7月末現在の数字でございます。その後、お盆前の需要だとかということで、その辺についても利用をしていただくよ

うに、広報のほうで利用喚起をさせていただいたところでございます。

さらに12月という、年末も迎えるということでございますので、その辺のところで最終的な最後の駆け込みがあるかと思えますけれども、時期を捉えて利用喚起のほうを進めていきたいというふうに思っておりますので、お願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 非常に、前回もそうでしたけど、村の対応、こういうコロナ対策としては迅速な対応を取られたのではないかと考えております。

次、要旨2に行きます。飲食業への臨時給付の増額の経緯はということで、これは前段、村のほうから飲食業の方に8万円を給付するような話はいただいていたのですが、その結果、お盆前ですか、10万円に上がって給付したというような話を聞きましたので、その辺のいきさつをちょっと伺えればと思えます。

○議長（塚原義昭君） 塚原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思えます。

令和3年年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というものが、6月30日付で国から内示を受けたところでございます。村では、商工会から村内飲食店の経営が特に厳しいという状況にあり、支援を要請されたことを受けまして、麻績村新型コロナウイルス感染症拡大防止飲食関連事業継続運営支援交付金というものの交付要綱を設置して、交付をさせていただいたところでございます。

当初、給付先につきましては飲食店関連ということで、飲食店だけではなくてその関連事業者にもということで当初考えていたわけでございますけれども、交付対象を特に経営が厳しいと言われている飲食業と、それから民泊事業者に絞ったということがございまして、そこへ給付を手厚くするというので給付対象者が若干減りましたので、その減った関係で、給付額を8万円から10万円に引き上げたということでございます。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） そういった経緯で10万円になったということは了解しました。

要旨3に行きますけれども、飲食業以外の対応はということで、これは商工会で聞いた話なんですけど、確かに飲食業の方、これは全国的にそうなんですけども、一番ひっ迫している業種ではないかというのは全国的なことだと思います。それに対しての給付ということで、

商工会のほうでも感謝はしているけれども、しかしながら、商業者というのはほかにもいらっしゃるので、例えばクリーニング屋さんとか理美容さんとか、そういったほかの方々への対応も何とかお願いできないかという話を伺いました。そういった考えは今後あるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 塚原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 議員おっしゃられます飲食店以外の商工業者の方が厳しいということは、承知をしているわけでございます。現在、飲食業の部分に国のほうから県のほうから要請がかかってきておりまして、一番制約を受けている業種ということでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大によって、インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本対処方針に基づいて、今現在飲食の対策徹底のために、酒類等の提供をする飲食店の休業要請、それから人流抑制のための不要不急の外出や、都道府県間の移動の自粛による交通事業者への影響、それから飲食店への規制によって、それに関わる関連事業者、それから人流抑制によって観光事業者が大きな打撃を受けているということで、これは全国的にもそうだというふうに思っております。

そういったことから、国のほうでこの対策特別措置法に基づいて、8月20日付で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、事業者支援分という交付金が、新たに追加で交付されることとなりました。村内で飲食店以外にも影響を受けている事業者がありますので、関係機関と協議した上で、交付をどうしていくか絞っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） じゃ、確認ですけど、別枠で新たに考えられるということで理解してよろしいですか。

○議長（塚原義昭君） 塚原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 担当の部署と協議しておりますけども、そういった困っている事業者のほうへ新たにということで考えております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） そういった対応をしていただければ、大変ありがたいと思っております。商品券もそうですけども、迅速な対応というのが皆さんにとってはありがたいような状

況になろうかと思しますので、ぜひそういった形でお願いしたいと思えます。

次の質問に行きます。

観光についてということです。

要旨1、博物館の改装、通路の改修、階段以外の入口の設置はということで、博物館の柱の改修が終わったということで、確認に行ったんですけども、周りから見まして、壁や天井、軒下の天井に穴が幾つも空いているような状況で、またその土台のコンクリなんかかなりひびが割れている、そういった状況の中で、また屋外の通路、これもかなり傷んでいる。

そして階段もそうです。これも傷んでいますよね。急なので、階段ではないような通路を作っていただけるような、そういった総合的な改修計画は考えているのかどうか伺いたいと思えます。

○議長（塚原義昭君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それではお答えいたします。

聖博物館につきましては、昭和40年に建築、航空資料館は昭和46年に増築いたしました。しかしながら、躯体自体の改修はせず、現在に至っているところでございます。

ご質問以外の課題といたしまして、施設全体の老朽化、バリアフリー化がされていない、トイレの水洗化、館内が暗い、狭いなどの課題もござります。ご質問箇所の一部改修だけでは済まない状況というふうに、こちらでは認識しているところでござります。時期は未定ではござりますが、今後時間をかけて内容などの検討が必要というふうに考えているところでござります。

以上でござります。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） これも先ほどの村長の答弁にありましたけれども、観光施設の修繕等は、順次緊急性を要するものということから改修なりしていくということだとは思いますが、観光施設なので、お客様がみえたときにこれちょっとというような状況だと、なかなか来る人も少なくなるのではないかと、これは想像ですけれども、そのような状況になるのではないかと思うので、なるべくそういったものは早めに対応していただければと思えます。

次、要旨2に行きます。観光施設におけるトイレの洋式化はということで、博物館やキャンプ場の下、あるいは展望台、それらがまだ和式のトイレになっているので、観光地にあまりふさわしくないような状況ではないかと考えますが、そういった改修の考えはあるのか伺

いたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） お答えいたします。

観光施設老朽化に伴う施設修繕などを、今現在行っているところではございますが、それに合わせて徐々にではございますが、進めているところでございます。今後も引き続き、時期は未定ではございますが、進めていくように考えているところでございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） ガルテンとかレイクは、そういった形で対応できているとは思いますが、またレイクの隣のトイレなんか見ましたら、例えば人工肛門ですか、付けられている方も使えるような施設だということで、私も見ましたけれども、ただちょっと入口から見てなかなか分かりづらい、そういった方が利用できるかというのも判断というか、分からないんじゃないかなと。そういった考えからも、そういった分かりやすい表示なりも対応していただければと思います。それは答弁求めませんが。

次に、要旨3に行きます。グリーンシーズンの対応はということで、これは温暖化の影響でウィンターシーズンの観光客、いわゆる集客が読みにくい中で、グリーンシーズンの誘客に力を入れるべきだと思いますが、そういった考えがあるのか伺いたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） グリーンシーズンの対応についてお答えいたします。

聖湖周辺でございますが、規制の関係で現状を大きく変えることは難しい状況というふうになっているところでございます。今後は聖公園全体で新たなスポーツ、レジャーを取り入れたアクティビティフィールドの検討が必要と考えているところでございます。

県立自然公園内でございますので、広域での研究が今現在進んでおります。そちらの動きと連携して進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） 去年は、スキー場もかなり誘客というお客さんがみえたみたいなんですけど、その前一昨年なんかは、それこそたしか5日ぐらいしか営業できなかったような事態だと思います。これはやはり気候の変化によるもので、かなり天候に左右される事業だと思いますので、何らかの対応を考えていくべきだとは思っています。先ほど課長も



答弁ありましたけども、聖山、県の公園指定の整備等も絡んでくると思いますので、その辺も踏まえてもぜひ実施していただきたいと思います。

次に、要旨4に行きます。地域プロジェクトマネージャー制度の活用はということで、今年度より総務省で創設された制度ですが、地域の活性化を目的としたプロジェクトを推進するということでありましてけれども、これは上限650万で特別交付税措置がされるということで、かなり有利な制度ではないかと思うんで、ぜひそういう使い方ができないかと思って、伺いたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それではお答えいたします。

今年度から始まりました総務省の有利な事業であります地域プロジェクトマネージャー制度でございますが、こちら観光課としての具体的な整備方針が明確になっておりませんので、その整備方針が明確になりましたら、活用のほうを検討したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） これは観光ということで、特に先ほどのグリーンシーズンの話もそうなんですけども、誘客に努める何がしかの対応を考える上で、有利な制度は活用するべきではないかと思っております。また、先ほどこれも言いましたけども、聖山高原ですか、その県の兼ね合いもありますし、何らかの対応ができるんじゃないかなと思っております。

また、その前に、観光課のほうに協力隊の方が観光を目的とした配置をされたと思うんですが、そういう面でも使えるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺についてはどうでしょう。

○議長（塚原義昭君） 青木観光課長。

○観光課長（青木秀典君） こちらの地域プロジェクトマネージャー事業自体は、今までの地域おこし協力隊の経験を基に、そのOBの方を地元と、この観光地を結びつけるというような目的のほうになっておるところでございます。

ですので、地域プロジェクトマネージャー事業自体を活用するための、観光課としてこのようにという具体的な施策がまだ出ていないところでございますので、検討する前段の具体的な案のほうの検討のほうをまだ、作成していかなきゃいけないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 峯村議員。

○3番（峯村賢治君） この地域プロジェクトマネージャーでしたか、これに対応される方、今課長がおっしゃったように協力隊を卒業された方、OB、OGでしたか、そういう方以外にも、そういったスキルを持っている方を採用できるような状況だと思います。そういう面でも、元協力隊の方だけでなく、幅広く人材の活用を求めるような募集とかされてもいいんじゃないかなと思っております。

以上で質問を終わりますけれど、最後に、私も今月いっぱい17期の議員として活動を終わるわけですが、この4年間、自分で何をやってきたかと総括してみますと、この15回の一般質問の中で、公債費の繰上返済、堆肥化施設の経費の縮減、けやき公園の改修整備、それから放課後児童クラブのエアコンの設置、それから防災品の充実と、何度か一般質問させていただいた中で、村のほうとも問題点を共有して、かなり実施できたのではないかと考えています。

次、またこの席に戻ってくるかどうか分かりませんが、戻ってこられましたら、安心・安全で暮らしやすい村づくりの一助となれるように尽力したいと思っています。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 3番、峯村賢治議員の一般質問は終了しました。

ここで休憩を取ります。

再開を10時20分とします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時20分

○議長（塚原義昭君） それでは、休憩を閉じ、質問を再開します。

---

◇ 宮川秀俊君

○議長（塚原義昭君） 4番、宮川秀俊議員の一般質問を許可します。

4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 4番、宮川です。

一般質問に入ります前に、まず今回のコロナワクチン接種につきましては、医療関係者の皆様はじめ役場職員の皆様、休日返上で大変ご尽力いただいて、今月をもって全て終了ということで、配布されたワクチンが順調に接種されたことに関しまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

私は17期、4年間の議員、今までの一般質問の中で疑問点、それから要望した点、重複箇所がありますのでご容赦願いたいと思います。

まず、村長高野村政3期の振り返りということで、項目を挙げております。

そこでまず、昨年10月、国勢調査が行われて、その速報値が6月に発表されております。それによりますと、村の人口は2,595人、増減率はマイナスの6.9%であります。高齢化率も現在45.2%、45%を超えている状態であります。また、農業従事者や商工業者共に後継者不在となっております、様々な問題を抱えております。

前回、村長2期目、3期目無投票でありましたが、3期目、4年前ですか、課題山積であるというような新聞記事もありましたので、村政12年間振り返っていただいて、今の村長の考え、あるいはまだまだ主要な課題があると思われるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

高野村長。

○村長（高野忠房君） 3期を振り返ってということでございますが、実は12年前、私は当時の村の課題、これを分析、提起をし、そしてこれを解決しなきゃいけないんだということで、その解決策等につきまして村民と約束した、いわゆる公約ですね、この公約実現に向けて、当選したその初年度から、その実現に向けて具体的にいろんな施策を実行してきたということでございます。

おかげさまで、一番の人口問題についてでございますが、これにつきましては、今国調のお話をされたわけでございますが、社人研の予測というのもご承知のことだと思います。この社人研の予測につきましては毎年見直しをされているわけでございますが、麻績村についての見直しにつきましては、ここまで減りますよという数字が、次の見直しではそこまで減らずにここまでだと。また、次の見直しではそこまでではなくてここまで減るといような、社人研の予測が変わってきているわけです。

これは何を言いたいかという、一番は人口問題だと申し上げたわけですが、これはいわゆる自然増の人口と、それから社会増の人口、両方のことを言っているわけですが、その合計で人口がどうなっていくかということになっているわけですが、社人研の数字の予測よりも、現実はそのまで行かないということですね。本来であればもっともっと減るという予測であるんですが、そこまで行かないでいるということでもあります。

これはやはり、議会をはじめ村民皆様のご理解、ご協力により、私が掲げた、若い人たちが一人でも増える施策、いわゆる若い人たちを増やすという政策に、多くの皆さんにご理解をいただいて、これが進めることができたといいふうに見ているわけです。

ですから、一時はどん底まで人口が減ったわけでありまして。これはもう私が1年前に提起したとおり、今のままいけば人口はどんどん減って行ってしまふ、若い人たちがいなくなる、子供もいなくなる、こういうようなことを提起し、そのためにどうしなきゃいけないんだということ、いろいろ施策を講じてきたということでございます。

ですから、今保育園等を見ても、運営そのものがもう少し受け入れ側をしっかりと、受け入れられないくらいの子供の数になっているということは、大変うれしいことであるわけです。こうしたことで、いろいろな成果が出始めているというふうには、私は受け止めているわけでありまして。

こうしたことで、残り任期ということではありますが、私は来年の1月15日まで任期あるわけではありますが、それまで残り任期、今の、特に今年度計画しているものは順調に進むよう、これは最大限の努力をしていくということでございます。

それから、今後の残る課題はということではありますが、若い人たちが減っていく、少なくなるということは、これは全国同じ課題があるわけでありまして、こうしたことにはいかに対応していくかということが、これからの、例えば私が替わったとしても、恐らくこの施策は続けていかなきゃいけない課題でありますし、これはもうここで解決できたということはないというふうには思っております。

これからの若い人たちが増えて、そして元気な麻績村というものが築かれていく、そして麻績に住む皆さんが安心・安全な暮らしができる、そういった村づくりは、これでよしということではなくて、これからのずっと続いていくというふうには考えているわけです。

以上、現状について申し上げます。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 大変人口の難しいところで、自然増はなかなか増えていかないという

ことで、若者定住をつくったということが社会増につながって、これは評価したいと思います。

村長は、なる前から役場職員として行政経験が長いわけですがけれども、12年前、村長選に立候補した当時は、村づくりの構想や理想があったと思うんですが、土を耕して種をまき、水をまき、花を咲かせるというふうに努力されてきたと思いますが、現在、自分の思い描いた当時を振り返って、行政はできているのか、その辺1点お願いします。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 種をまいて花を咲かせるという、非常に良い表現がされたわけですが、実は私はさらにそれを申し上げると、その咲いた花が種がこぼれて、その種がまた芽吹いて、また花を咲かせていくということが続いていけばいいなというふうに思っているわけです。

私の思いといたしましては、良い花の種は実が落ちて、それがさらに立派な花を咲かせてほしいし、それから雑草についてはあんまり種を落とさないで、だんだん絶えていってほしいなと、そんな思いをしているわけです。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） それでは端的にお伺いしますが、これまでの3期、自己評価、自己採点をすると何点ぐらいだと思われているのでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まだそういったことはしていないわけですが、ほぼ概ね、優・良・可というようなことでいけば、私どもの時代は通信簿が5点評価でございましたが、しいていえば、4点ぐらいはいいのかなというふうに思っているわけです。これは私の受止め方であります。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） そうすると、大変優秀な行政成果だったというふうに、私は理解しております。

要旨2番へ行きますけれども、地区懇談会、これがコロナ禍であって、昨年、今年と開催されておりません。村民への情報発信としてはこういった令和3年度主要事業計画ですか、こちらが4月の区長会のときに配られておられるわけですがけれども、果たしてこれで住民へ

の情報発信が満足なものであるかどうか、私は大変疑問に思います。

村の施策、予算あるいは主要事業計画はこれで分かるわけですが、もっと村政への関心を高めていくためには、もっとほかの方策もあるんじゃないかと思っています。その辺はいかがですか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 議員おっしゃられたとおり、今まではそれぞれ地区に回って懇談会をさせていただいたわけですが、実はこの懇談会では、いろいろなご意見あるいはご提言をいただいて、私としては大変勉強になりましたし、同行する職員等もいろんなことを教えられていたいい機会であったというふうに理解しております。

それで、村の広報等で村の事業等についてはお知らせをしているわけですが、やはりこれは不十分と思っております。もっと村民の皆さんに聞きたいことをきちんとお答えしなきゃいけないし、それから村民の皆様には伝えなきゃいけないことがまだ伝わっていないということは、私も承知しております。早くコロナが収まって、もっと村民と行政が近くなっている話ができればありがたいと、こう思っております。

それで、地区懇談会の件ですが、村民の方からも村長から直接話を聞きたいが駄目なのかと、こんな話を伺っております。コロナの状況にもよるわけですが、コロナが落ち着いたましたら、議員おっしゃられたように地区の懇談会は行いたいということで、もう既に準備はしているわけです。パワーポイント等も用意はしているわけですが、それがまだ実行できないという段階でございます。

重要なこと、例えば今で言いますとコロナの関係であります、重要なことは、コロナとかは、区長配布等のときに別刷りをした紙ベースでお知らせをしたりお願いをしたりということをやっております。議員おっしゃられたとおり、また機会を捉えて、できるだけ村民の皆さんに大事なことが伝わるようなことに努めていきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 不十分だということはお認めいただきましたけれど、ホームページを見ると、特にこの当地区のところで見ると、ほかの筑北、生坂、朝日、山形等と比べると、情報発信が少ないんじゃないかと。どうしてこういうものをもっと今どき使っていないのかなと思います。

それと、村民から要望、区長要請というのが毎年されていると思いますが、それはハード

面、道路や河川改修であったり用水路の改修だったり、そういったものだけじゃなくて、ソフト面で村の施策に対しての疑問、注文等もあると思います。それで、私の住んでいる地区の青年が、過日村へ要望書、疑問点等を出していただいて、課長からお答えいただいたということで、その彼のホームページには載っております、大変感謝しております。

さて、住民が行政に参加できるような体制づくり、これはぜひこれから機会を設けていただいて、コロナが終わったら実行していただきたいと思います。

それじゃ、3番目に行きますけれども、これも以前からお聞きしておりますし、他の議員からもあります。平成5年、麻績インターが供用開始となりまして、今年で28年たちました。この質問については再々質問しておりますが、高速インターもありJRもあり、立地条件大変恵まれております。将来展望に立った土地の利用計画、開発計画がなぜ示されないのか。

例えば両隣の豊科インター、当時の名前ですけども、現安曇野インター、それから高速インターを見ても、残すべき自然、農地と開発している区域、区分されて発展をしておりますが、なぜ麻績村はこのままの状態なのかお伺いします。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、法のご理解をお願いしたいと思うんですが、ご質問が土地計画法で定められた土地利用計画ということでございましたら、麻績村では該当しないということでございます。法的な拘束力を持った土地利用計画や、それに関係する各種の規制を定めて開発を進めることが必要としない地域ということになっているわけです。

また、村の振興計画や総合戦略で定めた土地利用の考え方についてであります。ここで明確にうたっているわけですね。美しい自然やその保護や優良農地の保全、それから災害防止などの観点を主とした土地利用を進めるということが基本になっているわけです。

それで、インター周辺につきましては、インター設置のときの状況等、もうご承知のことだと思いますが、要するにインターがここに来るということで、その幅を設定して、それ以外については農用地の整備を進めてきているわけですね。インター周辺につきましては、ということで現在第一種、第二種の優良農地が広がっているわけです。こうした土地利用が、土地利用計画によって今日まで来ているということでもあります。

ですから、必要な見直しは随時行っているわけではありますが、今日まで大きく改変を求められるような事業がこのインター周辺にないということで、先ほど申し上げました村の振興計画あるいは総合計画に定めた土地利用の考え方が、今日まで来ているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 私が想定しているのは大規模な開発ではなくて、優良農地でももちろん農業従事者がいるわけですから、そこを犠牲にしてまで何かをやれということじゃなくて、荒廃地等を利用して開発ができないのかということをお伺いしています。

今回の条件の良さですね、この立地条件の良さ、今回議案第7号でありますけれども、過疎地域持続的発展計画の策定の中でも、度々立地条件の良さという字句が入っております。これからの開発計画は全くないのでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 今ご質問の中に、インター周辺の荒廃地が広がっているということのお話でございますが、先ほどから申し上げましたように、インター周辺につきましてはいわゆる宅地関係、あるいは道路関係、あるいは水路・河川、このほかには主として第一種、第二種の優良農地が広がっているという状況でございます。

ですから、議員おっしゃるように、この第一種、第二種農地の目的をやめて何かほかのものにせよということだとすれば、例えばその具体的な計画等があれば、例えば民間等で具体的な計画等があれば、それについて検討をするということでございますが、今日までそういった大きな見直しを求められるような事業のご提案等はなかったということを申し上げているわけです。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） このことに関しましては、塚原利彦議員のほうから以前にも質問があったと思います。また、以前地区懇談会でも、その業種に関わる方から提案があったかと思いますが、私もこれまで日本海と太平洋側を結ぶ中間地点でちょうどいいので、物流センター、流通センターというものを設置したらどうかという話をさせていただきましたが、その話は村長はどう思いますか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） もし宮川議員さんがそういった整備を事業としてやりたい、あるいは宮川さん以外の民間でそういったご提案があれば、この優良農地をほかの形に変更しても、地域のためにそういった価値があるかどうかということは、その時点で検討がなされることであるわけです。

ですから、今おっしゃられるようなご提案とかインター周辺の第一種、二種有料農地を変



えていかなきゃいけないような、計画の見直しがされなきゃいけないような提案は、今までないということを申し上げているわけです。具体的にないということですね。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 村に対して正式な要請はなかったということではありますが、村内在住者の方がこういった案を持っているということで、理解いただければと思っていますが。

では、5番目ですね。失礼しました、4番目、村内の雇用を増やすために何か方策を考えておりますか。今までの議員からも何人かあったかと思えますけど、若年者の流出は続いておりますけれども、今はコロナ禍であって、大企業といえども採用を手控えるところが増えております。就職先が見つからなくて大変苦慮しているということでもありますので、雇用について何か方策があるのかお伺いします。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） これは先ほどの議員さんのご質問とも重複する点があるかと思いますが、村内の雇用を増やすということの前に、就労人口をどう増やすかということが先であるわけです。

先ほど申し上げたんですが、村内の事業主さんやそれから企業さんが、あるいは行政あるいは村に関わる村の第三セクターとかそういったところで人材を募集しても、地元から来てくれないという、ぜひそういった現実もあるということ、まずご理解いただきたいと思えます。

そうした中で、いわゆる専門家の分析でも、当地域への企業進出は難しいというふうに見ているわけです。これは専門家の分析ですが、その分析によりますと、やはり就労人口の集積が貧弱だということを言われるわけです。すなわち、一番働き盛りとなる若い皆さんが、働いてくれる人がこの地域に少ないということを見ているわけです。ですから、企業としていろいろな企業の進出というのは、非常に難しいということをおっしゃっているわけです。ですから、何をまずやらなきゃいけないかという、まずは就労人口と言われる若い人が一人でも多く住んでもらえる村づくり、これを優先して進めなきゃいけないというふう考えているわけです。

また、若い人たちの流出ということをおっしゃっておりますが、若い人たちの流出というのは、これは中山間地域では全国共通の課題であるわけです。ですから、村を離れ、都市部の大学等へ進学する、そのままそちらで就職をしてふるさとは戻らないという人が増えている、多くなっているということであるわけです。

ですから、逆にそうした地域、いわゆる若い人たちが集まる地域から、逆に地方で暮らしたいという若い人たちを、逆に移住させるということを今やるべきだということで、このことについても、今全国でこうした動きが出てきているわけです。いわゆるこれが移住定住促進ということになるわけでありまして、これが国でも支援していることであるわけです。

ですから、私はこうした流れ、いわゆる現実の流れをきちんと受け止めながら、時流を先取りするような施策を進めていくことが必要だというふうに考えているわけです。ですから、移住定住というような地味な施策だとおっしゃる方もいるわけではありますが、こうしたことを一步一步進めていくことのほうが先だというふうに考えているわけです。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 就労人口が少ないのは、この小さな規模の村ですから、それは当然のこと、2番議員のときにもおっしゃられましたが、松本や長野から帰ってくる人口、こちらをどんどん村の中へ呼び込むことも、私は必要じゃないかと思います。若年者の流出だけじゃなくて、例えば今回地域おこし協力隊の定住率が42.1%であるということをお聞きをしました。

県平均は64.1%、都道府県の一番低いところでも50%でありますから、麻績村の定住率は決して高くはないんです、この数字は。なぜないかといったら、やはり就労場所がないし、また借りている家、例えば3年間たって出ていくわけですけども、住む家がない、また麻績村の特徴としては非常に働く場がないので、所得水準も県下77市町村の中では、たしか半分以下の位置にあったと思いますが、大変気になるところでね。

例えば、村の人口が少ないから企業としては駄目だということじゃなくて、ほかから呼んでくる就労人口も大切じゃないかと思います。その辺はいかがですか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ですから私が申し上げているのは、誤解しないでいただきたいんですが、企業誘致をしないということではないんです。企業誘致を、これ当然必要なことだと思います。でも企業誘致をする前に、若い人たちが一人でも住む村づくりの施策のほうが大事だということを申し上げているわけです。ですから、そういったことでぜひともご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 村にはなかなか雇用問題専門部署もないですし、担当者もおりません

ので、役場の横の連携やネットワークを通じて、雇用条件創出に関する情報収集、協力をお願いしたいと思います。

では、次、要旨5番に行きますが、高齢者の足の確保、抜本的な交通政策を見直すべきではないかという点でお伺いします。

高齢者による悲惨な交通事故が多発しまして、免許返納の奨励もされてきておりますが、山間地の交通事情や代替の交通手段も限られており、運転を続けざるを得ない状況となっております。現行の定時・定路線バスは朝夕の通勤通学の需要もあるということですが、ほかの例えばデマンドタクシーというようなことは考えられないのか。

また、12年前の村長が立候補した際のこのチラシにも、高齢者や障害者に優しい麻績村ということで、デマンドタクシーの検討もというようなことが載っておりますので、お考えをお聞きます。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） まず、高齢者の足の確保ということにつきましては、これは大変重要なことだというふうに受け止めております。ただ、交通政策、根本的な見直しをすべきだということについてでございますが、現在村で行っている交通体系を基本として、必要な部分を見直していくということが現実的だというふうに、私は考えているわけです。

ご提案の高齢者の足の確保について全面的な見直しということは、いわゆる利便性の向上を趣旨とした見直しというふうに私は推察しているわけでありますが、それには行政がどこまですべきか、それから高齢者の自己責任ということもございまして。それからさらに、受益と負担の公平性ということもございまして。具体的な事象を挙げて検討することが必要かと思うわけでありまして。

当然、高齢者福祉全体の中での在り方といいますか、高齢者福祉どうなっていくか、どうすべきかという全体的な中での在り方も当然必要でありますし、それから一番は財源の確保などがどうなのか、この辺と併せて検討しなきゃいけない、こう思っているわけです。当然のことながら、ご利用者の利便性が増せば、その分の負担増ということにはなるわけでありまして、そういうことも考えて、全面的な見直しということは考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

今日、高齢者福祉については介護・医療を含めて年々増大化しているわけです。このことは議員も承知のことと思いますが、限られた財源の中で、高齢者にとって今何が優先すべきかということを考える必要があるのではないのかな、こう思っています。ですから、高齢者

の足の確保ということだけを捉えた全面的な見直しということは、今時点では難しいと思っております。ですから、今それぞれ曜日を決めて地区巡回型、それから定時路線、両方やっているわけですが、これの不都合な部分をどう見直せばいいかということのほうが、私は現実的ではないのかなと、こう思っているわけです。

それから、私自身が当初申し上げた考え方、これについても、当時高齢者の皆さんどうであったかということを見ていただきますと分かるように、今の定時・定路線、これしか走っていなかったということがございます。ですから、高齢者の家のすぐ近くまで来ていただくことが、高齢者にとって利便性を増すという形はできないかということで、それぞれのお宅の近くまで迎えに来てくれる、そしてまた送ってくれる、こういった仕組みはできないかということで、地域巡回型という形が生まれたということで、ご理解をいただきたいと思うわけでありまして。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 中間帯の地域循環、バスですけれども、大変利用者が少ないということで、運営審議会等毎年1回開かれているとは思いますが、もっと行政としては積極的にどうやっていきたいんだということを、実際空気を乗せているだけのようなバスが果たしているのか。もっと積極的に施策を出していくのは当然だと思いますので、その点よろしく願います。

では次に、要旨6番ですけれども、聖高原別荘地の今後の在り方ということで、方針を含めてお伺いしますが、過日の委員会の中でお示しいただきましたところ、別荘地の総区画数が1,918区画ですか、大変膨大な数であります。村の所有が昨年より41区画増えて、1,241区画となったということをお聞きしました。

それで残区画、売れないところもあるし、もうこれからは販売戦略も考えていかなければならないし、返還数も増えていく、また地代滞納もありますし、所有権者の代替わり、親から子、子から孫へ、また全国点在していくような状況がありますので、今後の方針についてお伺いします。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 6番のことについてお答えする前に、この前のことについてちょっと加えさせていただきますが、議員、地域巡回型バスにつきまして、空気を乗せているといたしますか、利用者が少ないということがございますが、これをもし議員が少ないからやめると

いう趣旨でのご発言だとすると、これはお客が乗らないとしても、それぞれ高齢者の足の確保のためには、しばらくは続けなきゃいけないものだというふうにご理解をいただきたいと思えます。

それから聖高原の件でございますが、現在の聖高原の状況等について、いろいろとお考えを今示していただいたわけでございますが、聖高原の開発理念、それから開発によってもたらされました麻績村の村づくりの成果、これらについては以前に細かくご説明申し上げましたので、ご承知のことと、そういうことでお答えをさせていただきます。

聖高原別荘地の在り方、方針につきましては、大きく変える考え方はありません。地代滞納につきましては、その額の減少に向けて努力をしていきます。未販売区画につきましては、別荘建築に不適切な区画、もしくは販売を控えたほうがよい区画については村所有のままとして、それ以外については分譲を継続していきます。村有地に立つ廃屋同然の建造物につきましては、順次撤去をしていきます。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 分譲を継続していくところは、はっきりお示しいただいたほうがよろしいかと思いますが、その考えはありますか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 村持分の区画であります。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） それは、この間資料を頂きましたこの村に返還されたもの、全て販売区画ということですか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） その中には、今の建築基準法等では急傾斜地等で建設に適さない土地、それからさらには、災害関係等で販売しても後々問題が出るだろうという土地等が含まれております。ですから、そういった区画は除いて販売していくということです。ですから、具体的にはそれぞれお客様ご希望の土地等がもしあれば、それぞれご相談申し上げながら販売につなげていきたいということでございます。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） これはもうちょっと整理して、住民にも知らしめるべきだと思います。例えばもう急傾斜地で実際無理だというところがあれば、もうここは駄目ですよということで

区画から外すなりして、住民周知を徹底していただきたいと思います。

それから、廃屋化していく別荘について、これもまた防犯・防災上大変問題があつて、またこれもお金がかかるわけでありますから、その辺も十分考えていただきたいなと思っております。

では次に7番目に行きますけれども、保小中一貫教育の麻績村独自色というのは何なのか、お願いします。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 一貫教育についてでございますが、麻績村での一貫教育は、保育園未就園児を含めてでございますが、小中義務教育9年間を含めた全期間を、子供たちの将来に向けたキャリア発達と資質形成のための重要な期間というふうに捉えて、キャリア教育の観点から、基礎的・汎用的能力の育成をこの期間全体の中でそれぞれ組み入れて実施していく、そして社会で生き抜く力を身に着けさせていくということにしているわけです。

麻績村の独自色ということでございますが、これは各ステップにおきまして、麻績村独自の優位な環境を生かしたいろいろな事業を実施していくということを言っているわけでございます。

麻績村は小規模村ではございますが、保育園、小学校、中学がそれぞれ1つでありまして、100%近い児童・園児が同じ小学校、中学へ進んでいくわけでございます。ですから、一貫教育がスムーズだということはあるわけでございますが、そうした中で、こうした環境を十分使って、環境の中にあるということで、こうした中で育てていくということでもあります。

教育現場では、教育の理念を、志を育てる教育を中核に据えて、個を大切に児童・生徒一人一人の将来を見据え、小規模校のメリットを最大限に生かし、麻績村の目指す子供像を「心豊かでたくましい麻績の子ども」として、実現に向けた取組を進めているということでございます。一言で言えば、小さな村だからこそ、それからまた小規模校だからできる、こうした優位性を最大限に活用して現在いるわけでございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） この一貫教育、教育方針に関する研究検討委員会、平成29年6月から約3年間開かれてきたわけで、一定の結果がもう出たと思っておりますけれども、一貫教育というのは別に麻績村だけじゃなくて、もう全国的な展開をしておりますし、特に特段珍しいこともなくなってきております。

そして、今むしろ一貫教育からGIGAスクール構想へ重点が移ってきていると思いますが、村長の言う優位な環境、小規模校のメリット、私は小規模校のデメリット、大変ここを危惧しております。現場教職員の方は、この一貫教育についてどのようなお感じがあるのか、その辺分かりましたらお願いします。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 現場のことです。教育長からも一応答えさせていただきますが、一つの例を申し上げますと、例えば、今大変な状況になっております。コロナの関係ですね。こういった非常時の対応等につきましても、小規模校だから、小さな村だからできるということもあるわけですので、議員おっしゃるように、小規模校が全て悪いということではないということをご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 私のほうから少し、職員のという部分で答えをさせていただきたいと思っております。

ほかの地域では小中の一貫ということですが、麻績村は義務教育でない保まで入れてやっているということですので、ご理解をいただきたいと思っております。そんな中で、保小中一貫教育の中で先生方がどのような部分かということですが、現在においては、それぞれの保育園また小学校、中学校それぞれの職員が、例えば保育園へは小学校の先生が参観に行き、今どういう状況で子供がいるのか、この子供たちが入学したときにはどのような状況になるのかという感覚、環境を今見ております。また、小学校は小学校で、中学の環境、中学は中学で小学校の環境というように、職員同士が相互に理解をし合っております。

そういう中で、今現在、今年も開いておりますが、小中合同の職員会を開いたり、保育園から小学校、中学校への教職員の研修を開くということで、お互いの情報を共有しながら、保小中一貫教育に向けて進んでいるところでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 事業内容のことまで言う必要はありませんけれども、例えば10人以下のクラスがあって、そこは学力向上を目指すということはわかりますけれども、別に学習塾のようなところを目指すことじゃなくて、いろんな行事、体験等切磋琢磨していくものだと私は感じております。

では、最後の8番に行きますけれども、これは前回ちょっと時間がなくて終わった点ではありますが、今年も職員採用試験が行われたと思いますけれども、なぜ地方公務員の試験の条件として村内居住希望、この項目がなぜ必要なのか伺います。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 採用は長の権限といいますか、長の責任でやっておりますので、私のほうから答えさせていただきます。

役場職員の使命ということをまず感じていただきたいわけですが、村民福祉の向上に努めるということが、役場職員の使命であるというふうに考えております。使命遂行がしやすくするために、募集側の希望を記載しているということでございます。他の自治体で行われている地域内居住希望の項目が、募集に大きな支障になっているという考えはございません。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） 私は居住希望じゃなくたって、今回どのくらい採用試験の申込みがどのくらいあったか分かりませんが、こんなことをする地方自治体が、むしろ私は異常だと思いますので、この項目は即刻削除すべきと考えております。

時間もありませんので、私の17期の議員として最後の質問を終わります。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 議員の考え方と違うわけですが、特に危機管理という面で考えていただきたいと思うわけでありまして。何か非常事態等発生したときに、これは昼間だけでは限りません。休日それから夜間等、いつ起きるか分かりませんが、こうしたときに緊急招集をしたときに、どれだけの職員が集まれるかということも、村民の命を救わなきゃいけないという我々にとっては大変重要なことであるわけです。

ですから、今役場でもそういった観点で緊急招集訓練等をやるわけですが、10分以内に何人来れるか、20分以内に何人来れるかと、この初動体制をどうするかということが大きな課題になっているわけです。そうしたことを考えれば、この条項を外すべきだという考えは出てこないということをご理解ください。

○議長（塚原義昭君） 4番、宮川秀俊議員の一般質問が終了しました。



## ◇ 小 山 福 績 君

○議長（塚原義昭君） 続いて、5番、小山福績議員の一般質問を許可します。

5番、小山議員。

○5番（小山福績君） 5番、小山福績、事前に通告いたしました2件について質問させていただきます。

最初にLGBTQについて、要旨に沿ってお聞きします。

近年、新聞テレビ等でも報道されている回数も増えてきていますが、LGBTQの意味を理解されている人は多くないと感じます。Lはレズビアン・女性同性愛者、Gはゲイ・男性同性愛者、Bはバイセクシャル・両性愛者、Tはトランスジェンダー・性自認と出生時の性別が異なる、Qはクイアー・クエスチョニング、性の在り方そのものの多様性を指し示しています。この頭文字の総称がLGBTQと言われています。

要旨1、麻績村としての基本的な考えは、2020年3月、長野県では性の多様性を尊重するための職員ガイドラインを決めています。この中に、LGBTQの方に配慮した災害時避難所運営マニュアル策定指針、昨年7月改定、避難所のレイアウトの項目で、性的マイノリティの人が使いやすい男女共用のスペースやトイレの配置に配慮すると記載されています。

本年4月1日から、松本市ではパートナーシップ宣誓制度が始まりました。また、長野市では今月から、住民が市に提出する申請書など52件の性別欄をなくしています。全国的にも性的少数者に配慮した取組が進んでいます。麻績村としての基本的な考えをお聞きします。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

塚原住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） それでは、私のほうから麻績村としての基本的な考えについてお答えをさせていただきます。

多様性と調和を掲げ開催されました2020東京オリンピック、日々熱戦が繰り広げられ、日本選手団は、獲得メダル総数でも金メダルの数でも過去最多となる大きな成果を残し、テレビの前で観戦する私たちも、選手たちの懸命な奮闘ぶりに胸が熱くなりました。その日々の観戦の中で、各国の多くの選手たちが性的マイノリティ、LGBTQであることを公表したことも、選手たちの活動同様に記憶に残るところでございます。

LGBTQ当事者の中には、性的指向や性自認をカミングアウトすることによって、自分を偽ることなく生きていきたいと思っている方が数多くいらっしゃることを、オリンピックを通じ

再認識したとごさいます。

しかし、カミングアウトするとこれまでの人間関係が崩れてしまうのではないだろうか、友人や職場の同僚から否定的な反応が返ってくるのではないだろうかと悩んで、カミングアウトできない方も大勢いらっしゃるかと推測がされます。カミングアウトとは、カミングアウト・オブ・ザ・クローゼットのことで、社会の差別、偏見や周囲の無理解から、自分のセクシャリティを隠さざるを得ない状況をクローゼットに押し込まれている状況に例え、そこから出て日の当たる場所に自分のことを置くことの決意を言います。

当事者がカミングアウトしやすい職場環境をつくることは、生産性を高めることにつながるという指摘もごさいます。典型的でない性別表現をあざ笑ったり、からかいの会話が日常的にある環境では、カミングアウトすることは現実的に困難であると考えます。

また、カミングアウトは自分のセクシャリティを受け入れ、肯定する過程でもあり、自分らしく生きていくための手段の一つとなるはずです。しかし、カミングアウトするかどうかは、いつ誰にどのように伝えるかは本人が決めることであり、周囲がカミングアウトを強要することは決してあってはなりませんし、知り得た人が他に漏らしてはならないと考えております。

地域社会の中には多様な性があることを再認識した上で理解をして、誰もが自分の性的指向や性自認を尊重され、自分らしく生きていくことができる地域づくりを今後進めなければならないと考えております。

以上でごさいます。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） それでは、先ほど私が申し上げました、県のほうから避難所の対応マニュアルが村にも配られているはずだと思いますが、その辺の認識についてはどのような見解でしょうか。

○議長（塚原義昭君） 塚原住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） 県の作成しましたマニュアルにつきましては、私も一読したことがごさいますし、あることも認識してごさいます。いずれにしましても、今後災害に備えた中で避難所の運営について、再度そういったものを参考にしながら作成をできればと考えているとごさいます。

以上でごさいます。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） これは総務課さんのほうでも、年に1回は住民を取り込んだ防災訓練を計画されているわけですが、その中にこのようなマニュアル、県のガイドラインから起こした避難所マニュアル、性的マイノリティの方に配慮したという部分を形にしていくようなことはお考えでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 宮下総務課長。

○総務課長（宮下利秀君） 全村的な防災訓練につきましては、総務課ということではなくて全課連携の中で実施をしておるところでございます。いろいろなものについて、今後各課連携の中で検討していかなければいけないところではございますが、今現状ではまだそこまで行っていない状況でございますので、よろしくをお願いします。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 先ほど住民課長の答弁いただきましたが、何か書いたものを丸読みしているような感じで、私としてはこのLGBTQの方が実際にこういうことが必要なんだということをご理解願いたいと思います。

それでは要旨2に移ります。誹謗中傷、差別への対応策は。同性を好きになる人は人口の3から5%ぐらいと聞いています。トランスジェンダーは300人に1人ぐらいと言われてます。麻績村は小さな村ですが、このことに悩んでいる方もおられると思います。一度SNS等で拡散すると、止めることができません。そのときの対応策がありましたらお聞きしたい。

○議長（塚原義昭君） 塚原住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） 私のほうから、誹謗中傷、差別への対応策についてお答えをさせていただきます。

先ほど議員がおっしゃったような具体的な対応策については、今明確にお答えできるわけではございませんが、一般的なこととお話をさせていただきたいと思います。

まず、差別の根源にあるのは、無知や無関心、当事者に対する理解不足にあると考えます。それらを解消するためには、それぞれの方々が知識を持ち、理解を深めるための機会を設けることが重要であると考えます。

現在、麻績小学校では、道徳の時間に多様な性や差別を含めた人権学習を行い、筑北中学校でも6月と11月の人権月間の期間中と道徳の時間で、多様な性や性差別を含めた人権学習を行っている聞いております。小・中学校には引き続き学習を行っていただき、村民の皆さんに対しましては、村ホームページ、広報紙などにより、多様な性について知っていただ

き、理解を深めていただくよう、周知広報を行ってまいりたいと考えます。

また、LGBTQに特化したものではございませんが、人権擁護委員によります人権啓発活動、人権相談会が開催されてございます。また、教育委員会によります青少年健全育成推進大会兼人権指導者研修会の開催によりまして、理解を深めていただいているところでございますが、残念ながら令和2年度につきましては、コロナウイルスの感染状況により中止となっております。その他、役場ホール、地域交流センターへの関連するポスターの掲示なども行っておりますし、それらにより誹謗中傷、差別がない地域となるよう対応を行っているところでございます。

あと、追加となりますが、具体的なそういった事案は、村のほうには寄せられていないというような状況でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） ただいま住民課長から説明いただきましたが、先ほどの説明の中に、カミングアウトという表現を随分住民課長していらっしゃったわけですが、一応この逆に、暴露禁止、これは長野県ではガイドラインを設けて、企業とかそういうところに周知徹底を投げかけていると思います。

また、先ほどの住民課長の答弁で、村のほうにはそういう相談みたいなものはないということだと言いますが、これは表に出にくい事案であるということで、誰にでも相談できる問題ではないと思います。そのことも含めまして、暴露禁止も含めて、県のガイドライン等で周知されているように、ある程度これからはこういうことを表に出していく必要があると感じますので、その辺をよろしく願いしたいと思います。

それでは、要旨3、ジェンダー平等への考えは。自分が子供の頃は、男の子は男らしく、女の子は女らしくと教育されたと思います。この問題は、SDGs17項目めの5番目にも表記されています。日本では男女共同参画社会基本法に発展しますので、今日は必要な部分だけの質問とします。

都市部では、中学生、高校生が髪型、ファッション、制服も含めてですが、抵抗感を感じている方が多数おられると聞いています。麻績村でも、性別に関係ない制服選択制を導入する考えを含めたジェンダー平等への考えをお聞きします。

○議長（塚原義昭君） 塚原住民課長。

○住民課長（塚原貴志君） それでは、私のほうからジェンダー平等についての基本的な考え

をお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど議員からもございましたように、ジェンダー平等とは、生物学的な性別に対しまして、男らしさ、女らしさだのと表現されるような社会的・文化的に形成された性別のことであり、特定の社会で共有されている価値観の下に、男女の役割などを区別される性別のことです。

ジェンダーによる差別を解消し、一人一人の人間が性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができる社会をつくっていくことは、世界共通の課題であり、2015年国連サミットで採択されました持続可能な開発目標・SDGsの中で、2030年までに達成すべき17の目標の一つとして、ジェンダー平等の表現が掲げられております。

ジェンダー平等を目指すためには、社会的・文化的につくられました性別を問い直し、一人一人の人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分発揮することができる社会をつくるための取組が必要でございます。

麻績村におきましては、平成29年3月に策定をいたしました麻績村男女共同参画計画の基本目標、男女の人権の尊重、男女の仕事と生活の調和の実現、配偶者等からの暴力の根絶、政策方針決定過程への女性の参画、個性を認め、生かし、支え合ってつくる地域社会の5つの目標と、16の基本施策により取り組んでまいりました。

しかしながら、取組に対して結果がすぐ出て目に見えるものではありません。性別による固定的な役割分担意識は根強いものと考えております。また、ジェンダー平等については個人の意識によるところが大きいとともに、地域や事業所などの連携も必要不可欠となります。今後もそれらを踏まえまして、引き続き地道な活動を積み重ね、地域の意識を変えられるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 先ほど質問しました制服ですね、麻績でいえば中学校ですか。女性だからスカートをはかなきゃいけない。こんなようなことの制服、個人のもう自由にする、制服フリーみたいなお考えはありますか。

○議長（塚原義昭君） 飯森教育長。

○教育長（飯森 力君） 毎年中学の入学に際しては、保護者等の説明会の中で行っているわけですが、現在そのような声はちょっと聞こえてきておりません。聞こえてくると

なれば、検討の可能性もあるんですが、状況的には今のところないということでもよろしくお願いいいたします。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 了解しました。これも先ほどと同じことですが、表に出にくいということを、上に立つ方は考えておいていただきたいと思います。また、今髪型、またファッションについてもほとんどもうユニセックス、どちらでも着れるというようなファッションが相当増えてきていると思いますので、これから急に何をどうということではないんですが、もう近い将来はこういうことが当たり前になってくる時代が来ると自分は感じましたので、あえてこの質問をさせていただきました。

それでは、続きまして、終わりに、12月村長選挙についてお聞きします。

本年6月定例会において、同様の質問をさせていただきました。そのときの村長答弁は、今は残任期を精いっぱい務めていく。今のところは全くの白紙であるとのことでした。お隣りの筑北村さんの10月の村長選挙に立候補される方の顔ぶれも見えてきています。最近村内では、12月の村長選挙はどうなるのとの声をよく耳にします。本年12月14日告示、12月19日に投開票の村長選に、現職高野村長、出馬するお考えがあるかお聞きしたい。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） お答えいたします。

まだ決めてございません。新型コロナウイルス感染拡大によりまして、会合等は今控えなきゃならないということでございますので、今後援会の開催ができないというような状況にございます。今後コロナの落ち着きを見ながら後援会を開催し、後援会のご意見や私自身の体調など考えて、結論を出してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小山議員。

○5番（小山福績君） 分かりました。村民が不安になるというか、どうなるのということを、先ほど申し上げたように思っている方もいらっしゃると思います。また、動きという言い方も失礼ですが、対立する方も出てくるようなお話も若干聞いてはおりますので、なるべく早い段階にご決断をしていただければと、私は思います。

それでは、最後になりますが、私も3期12年議員バッジを着けまして、この一般質問の場に、初回の1回、これは見学させていただいて質問しませんでした。それと、議長をやっていた2年間、これも質問をしませんでした。あとの定例議会においては、全て一般質問を行

ってきました。いろいろなことも行政の理解を得ながら形になることもできました。

12年間にわたり、村長さんはじめ役場職員の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

私の質問は以上です。

○議長（塚原義昭君） 5番、小山福績議員の一般質問は終了しました。

ここで休憩を取ります。

再開を11時35分とします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時35分

○議長（塚原義昭君） それでは、休憩を閉じ、質問を再開します。

---

#### ◇ 小瀬佳彦君

○議長（塚原義昭君） 6番、小瀬佳彦議員の一般質問を許可します。

なお、小瀬議員に申し上げます。途中で昼食時間を挟みますが、了承をお願いします。

6番、小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 6番、小瀬佳彦です。

私、前回6月定例会の折にも、第6次麻績村振興計画の総括に向けてということで質問しまして、その続きを行いたいと思います。自席にて一問一答方式で行いますので、よろしくをお願いします。

まず、土地の有効利用ということについて質問をします。

麻績村は総面積34.38平方キロメートル、長野県では77市町村あるわけですが、大きいほうから数えると75番目、つまり小さいほうから数えて3番目ということですね。ちなみに1番が小布施町、19.1平方キロメートル、2番目は山形村の25平方キロメートルです。

さて、その小さな麻績村の約75%が山林原野であります。そして農用地は17%、住宅地においては僅か8%ということですね。典型的な中山間地ということでもありますけども、この

ように非常に限られた土地を有効活用するために、第6次麻績村振興計画に基づき、どのような施策が図られてきたのかを確認したいと思っております。

それではまず、近年目につく荒廃農地、このことについてお聞きをしたいと思いますが、その現状と対策、これはもし村長が分かればですが、でなければ担当課のほうからでも報告ください。

○議長（塚原義昭君） 森山振興課長。

○振興課長（森山正一君） それでは、私のほうから数字的な面もありますので、お答えをさせていただきます。

現在、村内の農地面積は610.5ヘクタールであります。そのうち荒廃農地でございますけれども、132.6ヘクタール、村のほうで把握している数字でございますが、全体で22%となっております。平成28年の比較では、約5%の増加となっております。中山間地においては、農業者の高齢化、後継者不足などから、荒廃農地は増加の傾向にあります。これは全国各地と同様の傾向となっております。

村としましては、これ以上荒廃地を増やさないよう、できる限り現状が維持できるよう、現在では荒廃農地対策としまして、農業委員による農地パトロールや耕作の意向調査の実施、農地中間管理機構への貸出しや担い手への集積を行っております。

また、地域住民の協力をいただきながら、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払交付金などによります荒廃地の発生防止など、農用地及び生産基盤の維持に取り組んでおるところでございます。今後も地域おこし協力隊の活用なども考えながら、農業従事者を確保し、農地の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 今振興課長のほうからありました中山間地域直接支払制度、こちらによる協定が締結されている地域が何か所か、今数字分かりますかね。

○議長（塚原義昭君） 森山振興課長。

○振興課長（森山正一君） 第5期でございますけれども、17集落で協定を結んでおります。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） その中で、協定農用地の将来像として、集落戦略等が図られたケースがあるかどうか、これ分かりますでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 森山振興課長。



○振興課長（森山正一君） なかなかこういった今の現状の中では、現状の農地をいかに荒廃化させないかということで、農地の草刈り等で荒廃化しないような形の中で、今協定の中で多くの地区が取り組んでいるところでございます。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 確かになかなか悩ましい問題で、このことは私なりに注目をして、一般質問でも度々触れてきたんですけれども、確かにそれぞれ土地を持っている人たちが、この中山間地直接支払制度によって草刈りを何とかこなして荒らさないようにしているということは、そこまでは一つの成果として分かるんですが、もはや今時代は、その維持管理を何とかやってもらっているというお願いベースから、実はもういわゆる集積して集約していくという形で、次の担い手に継承していくという段階に、もう入ってきているはずなんですね。

この辺は、例えば担当部署の認識とか、あるいは農業委員会の方向性といいますか、そういったものにもよると思いますけども、いずれにしてもこれはご多聞に漏れず、我が地域も非常に山間地の中にあって、貴重なそういった農地が荒廃していくのが、これは目に見えている。また、その限界もいよいよ近づいてきたということの認識に立てば、このことも急務にまた進めていく、そういったことで、中山間地の直接支払制度による目的もあると思われまます。

そういうことを、多分実際に協定を結んでいる地域の人たちにも説明をし、理解を求めて進んでいくということが大事ではないかと思いますが、そこら辺、村長、何かそれについて所感があればお聞きしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 議員も地域農業の在り方と、将来に向けての地域農業の在り方ということをお考えになっていらっしゃるかと思いますが、それとまたお気づきになっていると思いますが、いろいろ今制度があるわけであるんですけど、今人がいない、これが一番だというふうに私どもは受け止めているわけです。

行政で何とかせよといっても、行政でも今限界に近い状態、それぞれ農業者自身がお考えになっていただかなきゃいけないこともあるわけでありまして、一番は農業に従事する人がいないということでありまして。集積とかそれからそういうことを考えても、今そういった農地を受けてやってくれる人がいないというような状況です。ですから、何とか都市部からでも人を入れて従事する人を育てなきゃいけない、これが最優先だというふうに受け止めてい

るわけです。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 人がいないのはここばかりではないですし、それは多分、いろいろ今までの事例を見れば、その中においても集落の中できちんと話をもって、今後の本当に我々の地域の農地をどう維持していくんだということを話し合う場面を持てている地域もありますが、私は基本的な認識として、この地域はその辺がどうも遅れているなというふうに思っています。ここら辺、別に行政が全てをフォローするなんていうことは、もう現実的ではありませんし、そんなことを求めているわけではありませんが、一つの農業政策として、農政としてそういった方向に導くような、そういう施策が打てているかどうかということをお聞きしたまでです。

それじゃ、農政のことは今すぐ解決する話ではありませんので、次に行きたいと思いますが、今度、森林資源について話を移したいと思います。

森林資源は、本当に今まで一番無視されてきたといえますか、そういった資源でして、しかしながら、先ほども申しましたように、麻績村は小さな自治体ですけど、その75%が山林原野であるわけですね。そして農地に比較すれば、約4倍以上が森林なわけです。

さて、今までなぜ森林がこれだけ無視されてきたかといえば、やはり外国から来る木材が安価で入る、しかも建て方も、現代建築は非常にもうプレカット工場というところで、もう組み立てるにいいように刻んで現場に届くと、こんなことで、昔のように地元の山から木を切り出して地元で製材し、また地元の建築屋が刻んで、あるいは材を寝かしたり建てている途中で乾かしたりなんていう手間がかけられないと、こういうことで、一つの仕組みがもう崩壊してしまったというふうに認識をしておりますが。

ただ、はからずもこのコロナの関係を経緯して、輸入材料が高騰しております。お聞きすると、材料によっては倍以上になっているなんていうものもあるようですが、国産材が今そういったことで急遽注目されている現在において、村の森林資源の活用に何かこれから先新しいビジョンが持てるのかどうなのか、村長にお聞きしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 森山振興課長。

○振興課長（森山正一君） 私のほうから初めにお答えをさせていただきたいと思いますが、私も、現在村では、昨年度に森林整備計画の見直しを行いまして、森林計画の区域計画により作成することが可能となっております。本年度より森林所有者個人に対し、今後の森林運用の意向調査を開始する予定をしているところでございます。

この調査を基に、ある程度の面積の集約と収益化が見込めた場合に、事業体への森林管理委託を打診することになりますけれども、その際に事業体による経営計画の樹立を容易化し、以前よりも積極的な森林資源の活用を見込むことが可能になるということでございます。

また、昨年もございましたけれども、県事業である広葉樹薪材利用及び森林再生の試験地としての協力や、森林組合によるアカマツ枯損木利活用事業への意見集約など協力をしていく中で、森林資源の活用に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 今振興課長からありましたように、ようやく森林経営管理制度が麻績村でも動き出したということでもあります。これもやはり基本的に遅いですよ。制度ができて、筑北村さんでいえば、これはもう二、三年前から始まっていますね。ですから、私から見ると始動が遅い。確かに今まで森林というものに目が向いていなかった。これはもう優先順位の随分後のほうだという認識が、そうさせていたんだと思います。

ただ、松本市もこのいわゆるウッドショックという木材価格が高騰したことによって、市有林の早速伐採等に手を付けているというようなニュースも届いています。いろいろ新聞紙面にも見ますと、カラマツ材なんかは本当に、製材をして合板にしている工場なんかはフル稼働だというような、引合いがあって忙し過ぎるというような、うれしい悲鳴があるようですが。

こういった状況の中で、本当に森林経営管理制度というのは、先ほどの農地と同じなんですよ。要するにそれぞれの小さな農地を個別に管理はできないと。いわゆる集約・集積して、そしてある程度の規模の事業者がこれをまとめて管理していくようにするのか。あるいは自分でもう改めて管理をやっていくのかという、そういった方向性を今見極めるという、その第一歩がこの森林経営管理制度であるわけですから、そのことが動き出したというのはいんですけれども。

やはりそこで重要なのは、この限られた土地をどうやって有効して活用していくのか、次の世代に渡していくのか、これは農地も森林も同じですよ。その中で、私はそういった啓蒙活動、これからこの森林経営管理制度もやはり啓蒙をして、制度というものがある、そしてその中の制度を使って、有限な貴重な我々の森林資源も最大限に有効活用して、次世代につなげていくんだというようなことを啓蒙していかなきゃいかんと思いますが、そこら辺に

ついて村長、何か認識があればお答えください。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 議員につきましては、理想論を述べていただいているように思うわけですが、過去からの歴史をまず見ていただきたいと思うんです。昭和33年、34年頃、麻績村につきましては、もう森林についてはここで方針を変えなきゃいけないという時代があったということを、まず認識いただきたいと思うんですね。

私がなぜこんなことを言うかということ、木材というのはまきとか要は廃材利用とかそういうことではなくて、真の木材の価値を、こういうことを考えたときに、木材を販売して成り立つという時代はもう終わったよというのが、宮下土義村長の判断であったわけです。そのことから聖高原の、当時は村で一番の山主でありました麻績村がその方針を変えて、今までの森林を活用していくという時代から一転して、観光開発、別荘開発に進んだという時代があったわけです。

ですから、今麻績村の中で一番大きな山主である麻績村としては、その方向を今引き継いでできているわけです。別荘として活用しているということです。ただ、このことによって森が守られてきた、水源地が守られてきたというような効果があるわけですね。こういった中で育てた木をこれから活用するということはある得るということでもあります。

あと、村の山林、他の森林等を見ますと、いわゆる個人林というのは非常に少ないわけですね。あと囑託林でありますとか、麻績地区では囑託林、それから日向地区でありますといわゆる区有林といいますか、共有林が多いということです。個人林は非常に少ない。

こういった中で、議員おっしゃるような、これからの森林の在り方を皆さんとともに共有して、いい在り方をもっと研究し、そしてあるべき姿、こういったものに沿って進めていく、こういうことを皆さんに共有してやっていくことを村で進めるということでございますが、今特に山の所有者個人につきましては、山を維持したい、山をどうしたいという、まずその思いがほとんどない、失礼な言い方ですが、自分の山として森林を活用してやっていきたいという思いは、今のところほとんどないというふうに受け止めております。

それからあと、囑託林、それから共有林につきましても、それぞれ同じ考えではないのかな。一部についてはその組織で持っているという山も森もありますが、ほとんどが森に対する感覚はないということです。

ですから、今課長が申し上げたようなことを一步一步進めていって、麻績には優良な木材と言われるヒノキとか杉とかそういったものが非常に少ないわけですが、それ以外の

広葉樹林の活用とか、そういったことを別の形で考えていかなきゃいけないということであり  
ます。

ですから、ただ、そのことがそれによって生活が成り立つかどうかということは非常に疑問  
があるわけでありますが、それは森林資源というよりも、自然環境を守るといような観  
点からも進めなきゃいけないことだというふうに考えているわけです。ですから、議員おっ  
しゃる理想のことは分かるわけでありますが、今課長が申し上げたような一步一步進めてい  
くということをやらなきゃいけないということです。

これが、よそよりも麻績は遅れているということをおっしゃっているわけでありますが、  
麻績につきましては、森林所有者が他の地域と異なっているということもご理解をいただき  
たいと、このように思っています。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 全く根本的な認識が私と違いますね、村長。土義村長が森林資源で、  
山から木を売って財源にしていたということができなくなった、方向転換をしてあそこを別  
荘地開発にしたというのは、こんなこと釈迦に説法ですけど、売る気がなくなったと、もう  
切り尽くしてしまった後も、数年でそれが枯渇してしまうということで方向転換をした。

その時期にまさに植林をして自然保護の名の下に育成した木材が、今伐倒期に来ているわ  
けですよ。僅か30年前ですわ。その時期、30年ぐらい前は、本当にまだ林業家も麻績村に  
いましたね。製材所も幾つもありました。現在もかろうじて製材できる場所があります。地  
域に建築家もいますしね。そういった人材が、私は一番絶えてしまうのを懸念しているわけ  
です。

もはや林業家というのは高齢になって、本当に現役的林業家というのがいなくなってい  
った現在、何とかそれでも口伝えでいろんな話を聞ける今この状況の中に、僅か小規模でも  
いいから村が本当に林業に目を向けて、そこに小さな光でも当てて、そして一つの仕事、サ  
イクルを回そうとするならば、まだ今何とか間に合う、そういうぎりぎりの状況なんですよ。

その認識が私は共有できないものかなと思って、これまで質問を重ねてきたわけですが、  
ちょっと時間もありませんので先に進みたいと思います。いずれにしても本当に、例えばか  
つて雑木なんていうものはそんなに目が向かなかったんですが、それさえも今まき材になる。  
あるいはちょっとこの頃びっくりしたんですけど、シイタケの原木がないというわけですよ。  
ナラの木にキクイムシというのが入って、やはりこれも立ち枯れするんですね。小谷のほう

はかなり被害に遭ったようですが、これは麻績でも被害ありますよ。

ですから、先ほどのまず手始めにした森林管理制度も、松が立ち枯れる前に資源活用するんだ。材木として活用できるものはその前に切り出して売るんだ。同じことですよ。これからナラの木も人ごとじゃなくなると思います。多分聖山の高いところまで上ってきますよ。ですから、私はある意味情報は早め早めにキャッチして、そして対策を練る、こういったことで、森林に向ける注目度も村民の中に高まってくるのではないかというふうに期待するものであります。

さて、次の質問へ行きたいと思いますが、議長、どうしましょう。

○議長（塚原義昭君） 関連要旨についての質問はよろしいですね。

○6番（小瀬佳彦君） はい。

○議長（塚原義昭君） 執行者側の答弁がありましたらここでやってください。よろしいですか。

それでは小瀬議員に申し上げます。

質問の途中でございますが、ここで昼食時間とさせていただきます。お願いします。

再開は午後1時からとします。

ただいまから再開時刻まで休憩に入ります。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（塚原義昭君） それでは、休憩を閉じ質問を再開します。

小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） それでは午前中に続きまして、第6次麻績村振興計画の総括に向けて質問をいたします。

次のインター周辺の土地利用の将来展望についてということですが、これは先ほど4番議員のほうからも同様の質問がありましたので、私は端的にお聞きしたいと思います。

平成5年、麻績インターが利用開始された年ですけれども、このときから28年間、麻績インター周辺が変わらず当初のような形で周辺は現在に至っていると。この状況について村長の率直な感想といえますか、この28年間あのインター周辺がずっと代わり映えなくあのまま

であったということについて感想をお聞きしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） インター設計のときの幅抜き等のことについてはご承知のことかどうか分かりませんが、インターがこちらのほうに決定して、その後土地改良ということですが、インターが来るという想定での土地改良ということですが、幅抜きをしたそのときに国庫事業を取り入れた土地改良事業が進められました。そうした形で今日までその風景が残っているということでございます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 是も非もなくということであります。

それでは次に、再生可能エネルギーの活用についてお尋ねをします。

再生可能エネルギー、幾種類もあるわけですが、このことを改めて申し上げるまでもないですが、近年、豪雨、猛暑などの気象災害は単なる気候変動ではなく、生き物の生存基盤を揺るがす気候危機というふうに呼ばれております。

令和2年10月第203回臨時国会の所信表明演説において菅内閣総理大臣は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す、これをはっきり宣言したわけですが、それ以前にも、長野県のほうも令和元年11月に阿部知事が非常事態宣言をしまして、麻績村を含む77市町村もこれに賛同しておるという現状であります。

さてそこで、今までは確かに再生可能エネルギーというのが設置に費用がかかったり、あるいは太陽光パネルもこういう山間地に設置する場合にいろいろな課題もあったということでもありますけれども、いよいよ一つの方針が定まり、そしてまた、エネルギーというものはもう大規模発電から高圧線で引いてくるのではなくて、これからは狭いエリアの中で地産地消していくんだというようなことが一つの目標として定められつつあるわけですね。そういったときに麻績村として、この再生可能エネルギーの活用、多分この次の第7次麻績村振興計画の中では、やはりこれは避けて通れないことではないかと思っておりますので、そこら辺の認識を村長に伺います。

○議長（塚原義昭君） 森山振興課長。

○振興課長（森山正一君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思いますけれども、再生可能エネルギーにつきましては、枯渇をせず資源がどこにも存在し二酸化炭素を排出し

ない地球環境に優しいエネルギーとして全国各地で注目をされてきましたし、これからもされてくると思います。

しかしながら、大規模な太陽光発電設備などにつきましては、景観上の問題や土砂災害の危険性など大きな課題も山積しております。麻績村では、再生可能エネルギー発電設備設置につきましては、現段階においては抑制区域を設けているわけでございます。貴重な自然環境、美しい景観、良好な生活環境が確保できるよう考慮したことによってでございます。

今後、再生可能エネルギーにつきましては、必ず必要不可欠なものであることは十分に認識しております。先ほど議員も申したように、ただし、大規模な再生可能エネルギーの活用については今後も慎重な検討の必要があるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 次は、村長にお答えいただきたい。

つまり、これは一つの将来に向けた村づくりのビジョンにも関わる問題であります。本当にそのエネルギーの地産地消、今はバイオマスにしてもなかなか大規模な発電所で費用がかかって、小さな自治体で賄うなんていうことは到底今は夢ですけれども、しかしながら、いろんな水素であろう、いろいろな方法がこれから開発され、そして安価になったときに、やはり我々の地域もそういったものにひとつ取り組まなきゃいけないというようなことがいずれ来ることは間違いない。

次の7次振興計画は向こう10年ですから、今回の6次が来年もう1年ありますけれども、その先10年先、相当いろいろなことが変わっていく、進歩していくと思われるときに、さあ、今から何ができるんだろうということを展望して、この再エネについて何か認識があるのか、ないのかお聞きしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） あまりかけ離れた計画というものは計画にならないわけではありますが、今現状を見ていきますと、再生可能エネルギーということになりますと、具体化できそうだが、この10年間確実に可能だというのは、今既に大分広がっております太陽光、それからあと風力、水力等があるわけです。こうしたものを有効に活用していくということは当然必要なことであります。

ただ、議員のおっしゃるようにそこで必要なものをその自治体で確保するということが、これは不可能なことであります。これは他のことを言いますと、例えば水資源等についても



そうですね。我が村では水資源は確保できるけれども、それはよその地域やらないということではないので、それも自然エネルギーということで考えますと、やはり自然エネルギーというのは地域全体、あるいはもっと広い地域全体で考えていくことであるというふうに思っております。

それから、麻績村におきましては既に条例の設置に踏み切りまして、どちらかという規制を重視した条例があるわけですが、これは先ほど議員おっしゃったように長野県でも下から3番目の小さな村という中で、例えばこれを野放しにした場合に、麻績の景観がどうなるかということをご検討してほしいなど、そんなふうに思っています。ですから、そうした中で村として何が大事かということの中で、ある程度規制を含めた再生エネルギーの利用ということになっていくと思います。

ですから、例えば先ほど水素というような話も出たわけですが、これはいわゆる工場といいますか、そういう中で考えるわけですが、いわゆる大自然を利用した風力とか水とか太陽光というのは、麻績村におきましては相当慎重に対応していかないと、このように思っております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 一つの規制は私もこれは必要だと思います。ただ、その規制をしたという、条例をつくったということが、私は暗にこの議論を思考停止にしている部分もあるんじゃないか。本当にこれはケース・バイ・ケースで、規模にもよりますし、そしてまた農地あるいは林地が荒廃していくという状況の中で、限られたその土地を、それはもう公であろうと、あるいは村有であろうと私有であろうと、その一つの写真を描く中で将来の村全体の展望ということに、私はこれ、必ずこういったことは議論の中に入ってくる項目であろうかというふうに考えています。

それでは次に、質問要旨2番にいきたいと思います。

計画の進行管理体制について今度はお尋ねをします。

いずれにしても計画というものは、立てて、そしてそれが実行され、そしてその実行がどうだったのか検証され、さらに改善されている、PDCAというふうによく言われますけれども、そういった検証までされて改善策が次の計画に生きていく、こういうことが当然なされるということがもう計画の段階で図られていることだと思います。そこで、この実施された事業の分析、評価並びに改善見直しに関してどのような機会を得てなされてきたのか、この

第6次麻績村振興計画についてお尋ねをします。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） これは基本的な考え方でございますので、私のほうからお答えさせていただきますと思います。

まず、麻績村における振興計画の位置づけについてご理解いただきたいと思います。地方自治法、幾度も改正されているわけでありますが、改正前の地方自治法第2条第4項では、いわゆる当時の自治法では、計画の基本構想、これは基本構想のほかに実施計画とあるわけですが、基本構想については議会に議決を求めていたわけですが、改正後につきましては、改定そのもの及び議会の議決の義務づけはなくなりまして、それぞれ自治体の判断に委ねられたという経緯があるわけです。

こうした中で麻績村につきましては、当時どうするか検討したわけですが、これは重要な計画、いわゆる重要な構想あるいは計画だということで、この策定それからまた変更あるいは廃止等につきましては、議会の議決を必要だということに位置づけたわけですが、計画に記されました事業の分析、評価、公表などについては義務づけはしていないわけですが、振興計画そのものについての分析とか評価、公表等についてはしていないということが実態でございます。

よって、計画の評価、効果検証、公表などは行っていないということではありますが、しかし、何度も申し上げているわけですが、この振興計画が基となって戦略計画や過疎計画が策定されているわけです。こうした中で今日重要な位置づけになっているのが総合戦略ということになっているわけです。それぞれの自治体では総合戦略を策定するということになっていますが、実はこれは法的には設置を義務づけるものではなくて努力義務という位置づけになっているわけです。しかし、各種の交付金でありますとか、関連事業の予算措置等、実はこの総合戦略が連動しているわけです。ですから、実質的には義務づけに等しいということになっているわけです。

そうした中で、この総合戦略の策定の作業では、いわゆるKPIの設定でありますとか、PDCAサイクルの導入でありますとか、効果検証の具体化、いわゆるこういったものが求められておまして、これに沿って定期的な見直し、あるいは住民や専門家のご意見、こういったものを求めながらやっているということでもあります。ですから、法的な策定義務がなくなった振興計画で行われてはいないわけですが、振興計画を基本に策定されます総合戦略におきましては、議員が求めていることは行われているということでございます。

それから過疎計画、これは今、過疎地域自立促進計画でございますが、これにつきまして  
も議会の議決を求めているということで、この内容についても公開されているということで  
ございます。ですから、全く振興計画でやっていないということが全てではなくて、そこか  
ら発生しているそれを基本としている計画の中で定められた形でやっているということでご  
理解いただきたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 法的に議会にそういったその検証、あるいは改善についての報告が必  
要かどうかというようなことは、今、村長の答弁の趣旨だったと思います。ただ、私は例え  
ば麻績の総合戦略というのがこの6次振興計画を基にしたということでありまして、これ  
を見ればほとんどその写しであるということからもそれは見て取れます。

ただ、やはりこの計画そのものを議会云々ということもそうですけれども、村民とやはり  
こういうものを共有するんだと、そしてこれに沿って実は麻績というものはこれが一番の上  
位計画というふうにならっているわけですから、これに沿って村のいわゆるもろもろのその  
年々の事業というのはこれに基づいているんだということであれば、その計画が5年ごとに  
実施計画というのがなされ、5年ごとにまたスパンを分けて計画がなされ、そして実施計画  
というのは3年ごとに作成されるわけです。ですから、当然その時々でいろいろな見直し  
が行われ、そして改善策も講じられるという経緯を私はやはりもっと村民あるいは当然議会も  
そうですし、そういうところと共有するべきではないかということをお願いしたいんですが、  
いかがですか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） ですから、申し上げましたように、いわゆる振興計画においては過去  
からそういうことをやっていないわけですが、そこから発生する総合戦略、そういった中  
ではやっているわけでありまして。

それから、村民の皆さんの意見というような話もあるんですが、これにつきましてパブ  
リックコメント等をやっておりますし、それから当初作成するときにはそれぞれアンケート  
も実施しているわけでありまして。そういった経緯もぜひご理解いただきたいと思います。

それから、実施された事業のさらに詳細の分析、評価、いわゆる改善等につきましては、  
これはさらにこの実施計画は3年ごとのローリング計画であり、そしてさらにそれは1年ご  
との見直しといたしますか、具体的な予算編成となっていくわけでありまして、当然この予算  
編成の内容等につきまして議会等には全て出し、そしてご承認を得て進めていくという、

そういった経緯で進んでいるということですので、そういったこともご理解いただきたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 時間もなくなってきましたので、朝日村さんでは、令和2年に第6次の総合計画をお立てになりました。その朝日村さんの令和2年に立てたものですから、やはり時間的に近いということで非常に村民にも分かりやすく親しみやすいようなレイアウトからしてそういう形の計画書になっておりました。そしてさらに、その3年ごとの実施計画というもの、これもホームページ上で公開しているわけです。これが朝日村さんの実施計画。令和3年度から5年度の3年間ですね。

これがつい最近麻績村で村づくり推進課に求めて手にした麻績村の実施計画です。明らかにこれはもう麻績村の場合は内部資料です、3年間の。朝日村さんの場合は、当然村民の皆さんにもこういう計画で村の事業が進行していくんですよということを理解してもらうための一つの情報発信になっているわけですね。

私は、いやいや、そんなもの計画書的にはちょっと様式の違いじゃないかと思われるかもしれないですけども、しかしながら、実際に朝日村さんのそういう計画の推進体制というところを見ますと、そこにわざわざこのようにうたっているんですよ。いいですか。村民の目による計画の進行管理ですね。村民の目による計画の進行管理、要するに村民の皆さんがこの計画の進行の様子を注目してくださいと。それは村民ですから難しい事業の詳細までは分からないかもしれないけれども、私はその行政の姿勢としてこれはすばらしいなというふうに思うんですよ。

ですから、議会に報告する義務があるとか、ないとか、法的根拠があるとか、ないとかではなくて、一つの姿勢として情報はできるだけ村民と共有し、そして時々いろいろなその経緯も含めて村民に説明すると、また、理解していただくと、こういう姿勢が私は朝日村さんのすばらしいところじゃないかなと思うんですが、これについて村長どうですか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） それぞれ自治体のやり方があると思います。全て朝日村さんの優れた手法を全部の自治体で取り入れようということではございませんので、それぞれ自治体に合ったやり方でそれぞれ進めていくということでございます。

麻績村につきましては、振興計画ができたときにご承知かと思いますが、全戸に縮刷版とございますか、分かりやすい冊子をお配りしたりということはやっているわけでありまして、

それからまた、総合戦略等につきましても、よその自治体は分かりませんが、麻績村につきましては全て職員が難しい計画も手作りで全てやっているわけでありまして。民間にそっくり丸投げというようなことはせずにやっている。それぞれ自治体によってやり方が違うわけでございます。麻績村では多くの職員が参画して作成しているわけでありまして、それから必要などころについてはパブコメ等を行ってやっているわけでありまして、それぞれの自治体に適した手法でやっていますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 小瀬議員。

○6番（小瀬佳彦君） 時間になりましたので、これで終わりたいと思いますけれども、私はずいぶんところはやはり他の自治体のやり方でも参考にしてほしい、また、そういう情報に敏感であってほしいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 6番、小瀬佳彦議員の一般質問が終了しました。

---

#### ◇ 茂 木 泰 男 君

○議長（塚原義昭君） 続いて、7番、茂木泰男議員の一般質問を許可します。

なお、茂木議員により着座にて質問を行うことの要望を受けておりますので、これを許可します。

7番、茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 7番、茂木泰男です。

さきに通告した内容について、自席にて一問一答で着座のまま質問をさせていただきます。

質問事項1として、次期村長選について、質問事項2、指定管理によるシェーンガルテンとレイクサイド館の経営状態についてです。

それでは、質問要旨1に入りますけれども、先ほど小山議員のほうから3期目が出るか出ないかということでありましたけれども、まだ村長は答えはまだ出ていないというようなことです。3期目の任期も12月で満了となるが、次期出馬の考えは。この件についても、先ほど小山議員のほうから質問したら、まだ答えは出ていないというようなことでした。質問が重複しない件がありましたら答弁を願いたいんですが、12月最初ぐらいには出馬の答えを出

す考えはあるのか、それを聞きたいです。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 先ほど小山議員さんにもお答えしたとおりでございます。任期は来年の1月15日まで、選挙の告示日は今年の12月14日ということでございますので、告示日まで4月を切ったということでございます。

誠に申し訳ございませんが、まだ進退については白紙ということでございます。一番は、今の新型コロナウイルス感染拡大によって、会合を控えなきゃならないということでございまして、後援会の開催なりができない状況でございます。このことは私自身で決めるわけにもいきません。やはり後援会とご相談を申し上げて決めなきゃいけないわけでございますし、それから私自身の体調のことも考えて早く結論を出していきたいと、このように思っております。そういったことで、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚原義昭君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 分かりました。

それでは、そういうことですので要旨2に入りますけれども、やり残した課題や事業はあるのかということですが、最近、筑北村、麻績村の学校組合ですが、今朝も出ていた財産処分についての今日の新聞で和解の記事が出ていましたが、私は村長が任期中に解決すればいいなと思っていたんですが、和解ができたというような経過はどういうことでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 学校組合、両村の学校組合のことにつきましては、それぞれ解散時に筑北村さんと意見の相違があったということでございます。このことにつきましては今日まで長引いてしまったということについてはおわび申し上げるわけでございますが、これは筑北村の関川村長さんとも時々2人だけの懇談会を持っているわけでありまして、そんな折にも幾度も話が出たわけでございますが、それぞれお互いに努力をし合ったということでございます。

それで私どもが、私のほうからお願いしていた内容をご理解いただいたということで大変うれしく思っております。関川村長さんにおかれましてもいろいろご努力された点があったと思ひますが、感謝を申し上げるわけでありまして。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 本当に私もこの財産処分については解決してよかったなど、こんなよ

うに思っております。

続きまして、指定管理によるシェーンガルテン、レイクサイド館の経営状態についてお聞きします。

厳しいコロナ感染拡大が続く中、厳しい状況にある村内第三セクター営業状況は昨年と比べてどうであったか、また、今年も煙火大会も中止となり観光客の減少ともなり、収入、予約の状況はどうであったか。

○議長（塚原義昭君） 観光課長。

○観光課長（青木秀典君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

指定管理者の収支額の確定が翌月締めになるものですから、令和3年4月1日から7月末までの収支実績額と令和3年8月1日から8月22日までの売上額を口頭にてお答えさせていただきます。

令和3年4月から7月末までのシェーンガルテン麻績、聖レイクサイド館の2つの施設の売上額につきましては1,157万2,747円となっております。そこに4月から7月までの指定管理料として1,100万円を村のほうから支出しております。指定管理者側としての収入合計額は7月末までとして2,257万2,747円となっております。4月から7月末までの2施設の支出額でございますが、2,476万1,596円となっております。7月末までの収支実績は218万8,849円の赤字ということになっております。

続きまして、8月1日から8月22日までの2施設の売上額でございますが、399万4,457円となっております。令和2年度並びに令和元年度の同時期の売上額のみ比較いたしますと、令和2年度4月から同年8月22日までの売上額が960万5,153円、こちらは令和3年度、今年度との比較をいたしますと596万2,051円の昨年より今年度は増加となっている状況でございます。ただ、令和元年度の4月から8月22日までの売上額の比較をいたしますと、売上額につきましては、令和元年度は3,524万5,055円となっております。令和3年度と令和元年度を比較いたしますと1,967万7,851円の減収というのが今現在の現状となっております。

コロナウイルス発生前の令和元年度と令和2年度との比較ということで、令和3年度は昨年度よりは増収とはなったんですが、コロナウイルス発生前の令和元年度との比較をいたしますとかなり減収となっている状況でございます。

あわせて、予約状況でございますが、令和3年8月の宿泊の予約は80件ございました。8月23日時点でのキャンセル数でございますが40件、約半分のキャンセルが生じております。

キャンセルの理由といたしまして、県外の緊急事態宣言の発令、長野県内のコロナウイルス警戒レベルの引上げ、また、お盆期間中の雨降りなどによって生じたキャンセルでございます。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 先日も全体会議のときに観光課長に全部今のは説明をしていただきました。資料を持っているんですが。これからコロナ時期であるとはいえ、何とか集客を望んでいますので、引き続いて観光課には頑張っていたきたいと、このように思います。

先日、村長の会報に高野村政3期目を振り返るという記事がありました。コロナ災害にも素早く対応し、コロナ対策、麻績村では全国でも早い対策をし、村民1人当たり10万円、第2、第3の支援、最近ではコロナ感染拡大による飲食店への支援など、私なりに大変評価をしております。また、これは私の要望ですが、独り暮らしのお年寄り、また、独り暮らしの身体障害者にも厚い支援策を願い、私の4年間の最後の質問とします。

○議長（塚原義昭君） 答弁、高野村長。

○村長（高野忠房君） ただいま、コロナの関係についてさらなる支援をとということがございました。

その前に、茂木議員におかれましては、こういったコロナ禍の大変厳しい中であるわけですが、サプライズ花火を実施していただいたり、それからかねてから身障者、それから高齢者のシェーンガルテンでの利用がしにくいというようなことでエレベーター設置については大変幾度もご要請いただいたり、また、組織からもいただいているわけですが、そうした経緯から今回コロナの対応の制度を活用してエレベーターが設置できたということございまして、こうしたご提案等につきましても感謝申し上げるわけでございます。

それからまた、今ございました独り暮らしでありますとか、それから高齢者世帯でありますとか、さらに小さなお子様を持っていらっしゃる方、それぞれ生活につきましてはそれぞれいろいろな悩み、あるいは大変なことがあるということは承知しております。そういったことから、今後も必要な支援は必要などころにはしていくということでございます。

それから、この制度につきましても村が直接やる制度と、それから県等の事業を活用していくというもの、それからさらに新しい国の交付金等で活用していくというようなものがございますので、どうぞこれからもこういったことが必要だということがございましたら、ぜひご提案をいただければ実施していきたいと、こう思っておりますので、今後ともよろしく



お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 茂木議員。

○7番（茂木泰男君） 私も議員になって初心者でいろんな失敗もございます。こういうめくりは今日は少ないんですが、50枚ぐらいあったときに手が悪いもんですから、こういうのがついていないと一緒にめくって違うページになって大失敗したこともありますけれども、本当に4年間議員の皆様、また、村長さんをはじめ、みんなにかわいがっていただいて本当にありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（塚原義昭君） 7番、茂木泰男議員の一般質問が終了しました。

---

#### ◇ 塚 原 利 彦 君

○議長（塚原義昭君） 続いて、1番、塚原利彦議員の一般質問を許可します。

1番、塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 1番、塚原利彦です。

最後になりましたけれども、通告に基づきまして2点質問をさせていただきます。

1点目は、今後の村の農業政策の展望と方針について、2点目は、合併をしないで進めてきた村政を振り返ってということで、以上2点について一問一答にてお聞きをしたいのでお願いします。

では最初に、農業政策についてお聞きをしたいと思います。

現在、村の農業政策につきましては、振興計画、それから総合戦略等で述べられていますけれども、共に共通する考え方、これは端的に言えば、都会から農業志向の若者を迎えて後継者として育成をして、荒廃農地の拡大防止と特色ある村の農産物の生産につなげるということかなと自分なりに解釈をしておるわけです。

この農業の関係につきましては先ほどほかの議員さんからも出ておりますし、私は今回、荒廃農地の現状、それからこれをどうしていくかというようなことについて、ちょっと焦点を当てて考えたいというふうに思っています。

現状では、地域おこし協力隊の皆さんをNPOおみごとに迎えて、この組織を通じて後継

者を育てて農業振興を図っていくというふうにされております。これが今、農業政策としては一番柱となるというか、中心的な方針というようなふうに見えるんですが、村民の皆さんの大多数は何か釈然としないというようなのがあるんじゃないかというふうに思います。それは、今後の計画的な方針が分からないからだというふうに思います。例えば、就農者数とか、それから復元する荒廃農地の目標とか、それからどんなものを作っていくか、それから生産量、そういったものについての具体的な計画が分からないというんですね。

それから、一番は生活をしていくという現実面と向き合ってやっていけるのかどうか、希望が持てるのかどうか、そうしたところにやっぱりうなずける、納得のいく方針が示されなければ、なかなか本当の農業政策というふうには言えないんじゃないかというふうに思います。

そこでまず、荒廃農地の実情について伺いたいというふうに思います。もうかなり以前の事業かというふうに思いますけれども、村内各地で大規模に田畑を整備したときがあるかと思えます。構造改善というようなことで高地区とか、それから小東、中芝、その他幾つかのところで田んぼが整備され農作業の道路も整えられた圃場が、現状を見ますと耕作がされておらず放置をされているというのが目立って多くなってきているというふうに思っています。草木が生い茂って木が生えているところもあります。

そこで、質問要旨1ですけれども、先ほどもほかの議員さんへのご答弁ありましたけれども、先頃も農業委員会で農地パトロールをされておりますようですけれども、行政では圃場整備以前といいますか、昔になりますけれども、圃場整備を行った農地、特に田んぼですけれども、これについて耕作者、面積とか荒廃状態、そういったものをどのようなふうにとどのくらい把握をされているかお聞きしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 森山振興課長。

○振興課長（森山正一君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

現在、村内の農地面積につきましては610.5ヘクタールとなっております。そのうち荒廃農地の面積につきましては132.6ヘクタールで全体の約22%となっております。平成28年度との比較では約5%の増加となっております、増加傾向でございます。

ご質問の圃場整備をした農地についての質問でございますけれども、村内の農地の状況調査につきましては毎年、先ほどご質問にもありましたように農業委員会で農地パトロールを実施し調査を行っているところでございます。その中で圃場整備した農地に限っての調査を実施しておりませんので、耕作状況の詳細の内容につきましては村ではちょっと把握できて

はいないわけですが、現状においては麦やソバなどの転作を実施している圃場、また、中山間地域等直接支払事業等によって作付であります、しっかりと管理されている圃場、中には先ほどご質問にもありましたように、後継者不足などの理由によって耕作放棄された圃場などの状況が見受けられるような状況でございます。

現在、荒廃農地対策としまして農業委員会による農地パトロールや耕作の意向調査の実施、農地中間管理機構への貸出しや担い手の集積、村事業としての農地流動化貸手奨励金などの交付を行っているところでございます。また、地域住民の協力をいただきながら、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払交付金事業などによりまして、荒廃地の発生防止を努めているという状況でございます。

農場地及び生産基盤の維持に今後も取り組んでまいりますけれども、荒廃農地等の拡大につきましては全国各地、特に中山間地においては増加の傾向にありますので、村としましてはこれ以上荒廃地を出さないということで事業を進めてまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 今ご答弁あって、圃場整備した部分を分けて実態調査というのはされていないというようなことなんですけれども、これ、私もある人と話をする中で非常にもつたいない、すごく整備されている田んぼが荒れちゃっているというようなことですごく残念なんです、この圃場整備を実施するときには何か今後耕作を続けてもらうというようなことについての確認というか、念書みたいなのとか、そういったものというのはその地主さんではないですけれども、その持ち主さんと交わされたりとか、そういったものは特に残ってはいないんでしょうか。

○議長（塚原義昭君） 森山振興課長。

○振興課長（森山正一君） 私、現状の中ではそういうことはなかったように記憶しております。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 現状は相当昔にやった頃の農業政策と今は変わってしまっていて、集団営農とか、それから集落での営農とか、会社組織でというようなことになって、個人的な持ち主さんが保証したところを続けていってもらおうというようなことに今できる状況じゃないよ

うになっていますから、現実からすれば、そういうものがあっても、念書みたいのがあってもあまり効果ないと思うんですけれども。

今、担い手ということで先ほども答弁がありましたけれども、平成29年の6月のときに当時の坂口議員さんが質問をされまして、荒廃農地の最大の課題は担い手不足だという答弁だったんですけれども、先ほどもそういうのがありました。担い手がいないということで、これは今、NPOおみごとがそれを荒廃農地の復元を担っている部分があるというようなことで毎年、今やってきているわけですが、その担い手という部分での現状は推移はどうか、NPOのほうで担い手になるような人が順次入ってきて、今後そういった部分の復元は見通せるのかどうか、そこら辺についてはどうでしょう。

○議長（塚原義昭君） 森山振興課長。

○振興課長（森山正一君） 村では農地流動化借手奨励金、これに村単でございますけれども、事業について奨励金を出しているところでございます。この推移を見ますと、平成30年度が13.7ヘクタール、19名、それから令和元年度19.8ヘクタール、18名、それから令和2年度9.2ヘクタール、16名ということで、新たに流動化の借手が増えてきている状況にあります。ただ、これについても今後徐々に伸びていくというような状況には現状ではございませんので、今後なるべく進めてまいりたいと思っておりますけれども、そういった中で担い手を育成していく、または確保していくことが重要なことというふうに考えております。

以上であります。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 私もそんな感じではないかなと思っております。私の実家のほうの集落を見ましても、もう大分高齢化されまして、何年かたてばこの辺もできなくなるだろうというようなことで心配をされているような状況が迫ってきております。

NPOの皆さんだけに全部任せて復元できるなんてことはありっこないというふうに思いますけれども、例えば、これは私の考えというか、言うことじゃないんですが、せっかく圃場整備した田んぼが荒れているという部分でいけば、山つきの部分の耕作地というのは、もう無理だと思うんですよね。山抜きなところは山林化というようなふうに区別をしていくというようなふうにならざるを得ないんじゃないかなということで、そういうところにまで手を入れてNPOの皆さんに山際のところまで復元していくということじゃなくて、せっかく圃場整備したところにそういった復元の部分を集中してというような、そんなことはどうなんですか。ちょっと素人考えなんでしょうか。そういう点はどんなふうに思われますか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 私のほうから少し答えさせていただきます。

議員おっしゃるように流動化といいますか、先ほど課長も説明したわけでありますが、作ってくれるという土地と誰も手を出さない土地というものがはっきりしてき始めているんです。先ほど、流動化とか集約が進んでいるというところは、耕作条件のよいところであります。それから水の便のよいところとか、いわゆるそういったところではございまして、今、議員がおっしゃった野田沢地区とか、さらに傾斜の多い土地につきましては、そういった話は全くないといっていいぐらい進んでいかないということであります。

そうしたことから、急傾斜地に作られた圃場整備の土地でありますとか、あるいは山つきのところにつきましては、新しい整備を必要としているのではないかなという土地もあるわけです。具体的には、あぜ抜きをして畑地化して今度は目的を変えていく、水田以外にしていくとか、それから作物につきましても新たな、いわゆる標高の高い、そういったことが好条件となるような作物、例えば、新たな果樹でありますとか花卉でありますとか、そういった方面で今までとは違う考え方で農業をやっていく必要があるのかなと、そんなふうにも考えているわけです。

ですから、いずれにしましても今の水田のままやっぺいこうという考え方は大変無理があるのではないのかなと、そう思っているわけであります。今後、新しいそういった施策を村で打ち出していかなきゃいけないなど、そんな思いはしているわけです。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 今おっしゃられたように、水田として復元していくということではないにしても、やっぱり整備をした圃場がどんなことに向いて、普通は田んぼということですから稲作だと思うんですけども、そういうことでなくてほかの作物をとということになれば、山に近いところとか、そういったところもあるのかなとは思いますが、いずれにしても計画があんまりはっきりしないように、ここがやぶになったからここをというようにことでしっかりした計画に基づかないで空いているところをやるという、そういうことではないと思いますが、NPOの中でそういったことの計画とか、関係機関やなんかにも相談したりしながらやっていかないと、どこでもそういうところは全部復元するなんていうことはできませんので、今言ったような形でしっかり計画を進めていってもらうことは重要だと思いますけれども、ただ、すごくもったいないといいますか、私が見ても水田でできるよ

うなふうにあれだけ車も通れるように登れるようになっていたりするとところが本当に荒れているという点では、何かそこをやっばり水田として本当は生かせればというようなふうに具体的な計画もしっかりした計画をそういうところに目を注いでもらいたいという気持ちがありますので、質問要旨1については一応そういうことで。

続いて、2のほうに移ります。

質問要旨2として、農業移住者への支援、それからバックアップ体制についてということで伺いたいと思います。

農業志向の移住者を積極的に迎えるということで、今言いましたようにおみごとに地域おこし協力隊の皆さんを迎えて後継者づくりと荒廃農地の抑制ということで行っていますけれども、まず彼ら協力隊の皆さんへの支援、バックアップ体制の現状についてどういう状況か、まずそれをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 塚原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

農業移住者への支援、バックアップ体制の現状と今後の方針についてというご質問でございます。現在、協力隊を退任し農業に従事されている方は、今現在10名となっております。このうち8名が農業次世代人材投資事業ということで青年就農給付金の受給をしております。受給に当たっては契約書を作成し、県から認定を受けなければなりませんけれども、そういった書類の作成等は村が指導をしておりますし、できてくる農作物、特にリンゴにおいてはふるさと納税の返礼品に掲載するなど、販売に関しても行政がバックアップをしております。

また、技術面でございますけれども、状況によっては県の農業農村支援センター、昔の農政課でございますけれども、こちらの指導、それからJAの指導員による指導を受けておりますし、NPO法人おみごとにおきましては、農地の継承や農作業に必要な農機具についても必要に応じて貸出しを行っており、技術や資機材の支援を行っているところでございます。そのほかに、村民の方からも資機材の貸出しをいただいていたたり、農地を提供していただいたり、それから農作業の業務を受委託、それから販路の拡大等に村民の方にもご協力をいただいているところでございます。

協力隊を退任してからということでございますけれども、そうしますと起業、事業承継支援事業ということで新しく事業を起す起業に対する補助制度を活用していただいているところでございますし、農業支援とは別に協力隊が退任後において引き続き村内に居住する場合につきましては、上限つきではございますけれども、住宅の改修費についても補助制度を

設けて定住に向けて支援を始めているところでございます。

現在も農業班協力隊員が3名、この9月1日で4名ということになりますけれども、退任後に農業が続けていけるように樹園地の整備や技術指導等についてバックアップをしていきますし、今後においても農業移住者に対して引き続き必要に応じて支援を行っていく予定としております。

以上でございます。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） いろんな諸制度について今お話がありまして分かったんですが、1点思っているのは住居、都会から来てといたしますか、住むところがなければ全然ならないんですが、この住居に関しては今は例えば空き家とか、そういったことなのかもしれませんけれども、今後そういう都会からといたしますか、協力隊の方を迎えるにしても住居の関係というのについては、そのときそのときの場合当たりに考えているというような状況なのか、ある程度今の段階で押さえているところがあるとか、そこら辺はどうなんですか。

○議長（塚原義昭君） 塚原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 先ほどの議員さんのときにも申し上げましたように、空き家の活用という部分では、空き家の提供をしてくれるところが非常に少ない状況でございます。今現在で村のほうで押さえている空き家等がございますので、今すぐ直近に当たっては準備ができていう状況でございますけれども、今後さらに協力隊が退任されて新しくという形になってまいりますと、住居を見つけていくという部分が大変になってくる可能性もあります。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 制度的な支援といたしますか、それはある程度ちゃんとしていると思いますけれども、やっぱり来て住むところ、そこら辺もある程度事前に押さえたり、それからどういう方向で提供するかということも準備がされていて迎え入れるようにしないと、それも大きな支援体制の一つだというふうに私は思うものですから、そこはしっかり考えていただければというふうに思います。

関連してですけれども、協力隊以外の方で一般の方で移住をされてこられた方というのはどのくらいおられるんですか。それでどんなバックアップを受けておられるのか。協力隊とは違うのかどうか、あんまりそういう方はいないのか。

○議長（塚原義昭君） 塚原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 村に関わる方ではあまり記憶がございません。個人的に入ってこられる方は別でございますので、承知をしていない状況でございます。バックアップでございますけれども、バックアップについては青年就農の農業次世代人材投資事業であるとか、それからその他の農業に関わる補助事業については、協力隊員、NPOだからというその分けはございませんので、一律に補助制度を活用していただくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 私が今お聞きしたのは、都会から若い農業志向の青年の人たちを迎えて、来てもらって、ここで農業をやってもらおうというような方針でいるんだけど、ほとんど協力隊だということで、ほかの一般の方でそういう方がどのくらい来ているのかなというのでいけば、やっぱり協力隊の人たちを多く呼び込んでというような現状にはなっているということで、もう少しそこら辺が本当に都会から来る人たちを広く呼べるのかどうかというところではちょっとどうなのかなというふうに思いました。

すみません、次の質問に移ります。

行政ではこれまで協力隊の農業班を中心に営農者育成をしてきましたけれども、米や果樹、特にリンゴ、これをなりわいとして家族を養って生活するということを考えたときに、栽培面積だとか、人手、それから機械や設備、軌道に乗るまでにやっぱり時間と経費が大変ではないかというふうに思えます。それからまた、こういう中山間地ということで、規模などの条件的にも楽ではないというふうに思うわけです。

そこで、質問要旨3として伺いたいんですけども、村として目指す就農の形、単純に言えば専業と兼業というふうにあるんですけども、ここら辺について今は協力隊の皆さんに中心になって来てもらってやっているということなんですが、村としてこの農業という部分では専業と兼業という部分についてはどんなふうに捉えていらっしゃるというか、この辺については何か政策的に兼業についても考えとか、そういうものがあるのか、そういうものはないのか、ちょっとその辺をお聞きしたいなど。

○議長（塚原義昭君） 塚原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、農業次世代人材投資事業に係る給付金については、もらえ



る期間が5年間ということになっております。この期間内に技術力を向上させて自主販路の拡大を図るということができるか、これが未知な部分でございますけれども、退任した彼らは農業によって主な生計を立てていけるように日々努力をしているところでございます。

隊員の中には単身の方もいらっしゃいますし、ご夫婦の方もいらっしゃいます。そういった中で専業でいくのか、今はやりの半農半Xでいくのかということはそれぞれ個人の考え方であると思いますし、その規模とかそういったものによっても変わってまいります。いずれにしても麻績村を選んで移住をされてきている方でございますので、行政としてもできる限りの支援ということはできるだけ支援していきたいと思っております。議員各位におかれましてはできる限りのご支援を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 次の質問要旨4と関わってくるわけですがけれども、兼業でといえば規模も全然小さいですし、例えば自分のうちの横にあるそのところを野菜作りをする程度のそんなことになってしまうのかどうか、そこは分かりませんが、先ほど来ずっとこの間議論もしてきましたけれども、通勤をされて就労者を増やすということを村長も言っておられますけれども、そういう人たちも何かちょっとできるようなものとか、そういうことも専業の人たちだけを育てるというのも、大変彼らはすごく子供たちを学校出して育てていけないといけないという部分でいけば相当ハードルが高いという感じがしますので、やっぱり私は兼業についても考えたほうがいいんじゃないかといきなり言うわけではないんですけれども、しっかりしたやっぱり政策というものについて村民の皆さんが感じていらっしゃらないというところがありますので、質問要旨の4として、具体的な農業政策の計画、これについて今現状でそういったもの、計数的なものとか、それから年次ごとの計画とか、そういうものがあるのかどうか、生產品目とか、どういったものを本当にリンゴだけの村にするのかとか、何かそういうこれからの展望についての具体的な計画とか、そういったものに今現在これから着手する予定もあるのか、それとも今のような状況がずっとこれから続けていって、その中で若い人たちになってもらうというその程度のことなのか。少し具体的な農業政策という部分で踏み込んだものがあればというふうに思いますが、今なければ今後計画を立てるのはいつなのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 森山振興課長。

○振興課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

村では、昨年4月に農業経営基盤強化促進法に基づきます農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しをしたところでございます。

ご質問の荒廃農地の復元目標、また、農産物の種類や生産目標などについては、今のところ具体的な目標設定はされておられませんけれども、新規就農者につきましては、この構想の中で独立、自営する50歳以下の就農者を年間1人以上確保するということが目標としてございます。荒廃農地の復元につきましては、現在耕作農地を維持していただいても非常に厳しい状況だということは議員もご承知をいただいているところでございますが、荒廃農地を復元して耕作を行う担い手や農業者がないのが現状でございます。このような中ではありますけれども、地域おこし協力隊の活用などもありまして、現在、平成27年度からですが、新規就農者数が15名となっております、新規就農者数は増加をしております。

当村においては、今後も農業の担い手を十分に確保することは非常に困難であるということが推測されております。荒廃農地をこれ以上増やさないよう農地の集積、集約など農地利用の適正化に向けまして農業委員や農地利用最適化推進委員、JAや農地中間管理機構などの関係団体とも連携をしながら担い手の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、地域住民の協力によりまして、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払交付金事業などの活用によりまして、引き続き荒廃農地の発生防止など、農地、農用地及び生産基盤の維持に取り組んでいるところでございます。

いずれにしましても、今後当村における農業につきましては、農業者の高齢化、後継者不足によりまして厳しい状況が続くことが予測されるわけでございますけれども、地域の特色を生かしながら新規参入などの担い手の確保や6次産業化による農産物加工など付加価値の高い農業へ展開を図れるよう努めてまいりたいと考えております。ご質問の具体的な数値等は現在は定めていないわけでございますけれども、今後定めることが必要となれば、関係団体とも協力しながら検討してまいりたいと思っておりますが、現状についてはないというような状況でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 今現時点では特別そういった年次計画とか、それから方針的にもどういったものを生産したり、どのくらいの就農者を増やしたりということで具体的な計画というのは今の段階ではないということなんですけれども、先送りすればするほど荒廃農地は増えるばかりだと私思います。

高齢化してどんどん荒れた土地ができてくるのも目に見えておりますので、これは振興課の中でも課の中で検討とか、そういったこともされていかなきゃならないと思いますし、実際村民の皆さんはそういうのが全く見えないんですよ。どうなっているんだろうとか、そういったところにやっぱり不安やそういうものの表れが感じ取れますので、これは少し詰めた計画といいますか、目標といいますか、そういうものをある程度提示できるようなものをしっかり考えてもらっていないと、本当に大丈夫なのかという、そういった声が聞こえてきはしないかというふうに思いますので、改めて、この農業の関係については今やっていることの継続をしていただけじゃなくて、しっかりした計画といいますか、そういうものを立てる、そういう形で進めてもらいたいという気がいたします。

では、すみません、質問事項2のほうに移ります。

質問事項2ですけれども、合併をしないで進めてきた村政を振り返ってどうだったかというところで伺いたいというふうに思います。

平成22年から3期にわたって村政を担ってこられたわけですが、高野村長におかれましては、1期目の麻績村の自立宣言以来、今日までずっと自立の村ということでやってこられた。この3期12年近くを振り返って自立の村政、これが村民にとって有益だった、村民益になったというふうに思っておられることはどんなことがあるかお聞きをしたいと思います。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 実はこの合併につきましては、平成16年、麻績村は自立を選択したということでございまして、私自身の村長選挙のとき、平成21年12月の村長選挙では、この合併の是非が争点となったわけでありまして。結果としては私が申し上げた自立路線が支持されたという形になったわけでありまして。

ここで誤解をされてはいけないので加えさせていただきますが、そのときのものを読んでいただければ分かるかと思いますが、私は合併がいけないと言っているわけじゃないんです。この地域の合併は必要だということは申し上げていたわけでありまして、ただ、今すぐ合併に進むことはいかかなものか、まだまだ足元をしっかり固めてからでないかと合併に進んでもその効果が出てこないということをお知らせしたわけでありまして。早く合併ができるような、足元を固めるような施策が全て整っていけばいいなという思いで進めてきたわけでありまして。

村民益ということをどんな趣旨でご質問されているか、ちょっとあまり分からないわけですが、実は私もこの合併協議会には参加しておりました、委員ということで。それ

から、さらに事務者会議、事務者の重要な会議、こちらへも出席しておりました。またその後、筑北村の動き、あるいは麻績村の動き、いわゆるこういったものを見ながら、そういったものを見ながら合併に進んだらどうなったんだろうと、これ私なりきの感じ取ったことでありますので、私と考えを異にする方は当然いるということでこれからの発言は受け止めていただきたいと、この前置きをしておきます。

まず、幾つかあります。

まずは、麻績村という歴史ある村名が残ったということは、これは一つ大きなものであると思います。それから麻績村独自の支援策、これは補助制度等いろいろあるわけですが、これも続いているということですね。それから福祉施設、これは統廃合されずそれぞれ継続している。具体的に申し上げますと、企業センターでありますとか、宮本の福祉センター、いわゆるこういったものも従前の形で村民の皆様にご利用いただいている。それから商工会を申し上げますと、商工会館、これも従前のおり麻績に今あるわけでありまして、商工業者の皆さんはそこを拠点として活動をされている。

それから麻績村独自の事業、これはいろんなものがございます。麻績村独自の事業というものがあるわけですが、これは住民の皆さんが求めて制度化された多くの事業であります。こういったものも続いているということでもあります。それからあと、土木事業、耕地事業、土地改良事業など、こういったものは縮小されずに計画どおりに進んでいるということでございます。この辺は、なぜこういうことを申し上げるかということ、やはり合併すると全地域の発展、いわゆるこういうことを考えますと一部だけを進めていくということは難しいということになるのかな、そんなふうに思っています。

それから、さらに行政と住民が遠くならないといえますか、そういったものも今日も維持できているということでもあります。細かいことですが、一つの例としては、村長がそれぞれの地区を回って懇談を行うというようなことができています。それから、あと議員さんの数も減ることなくそれぞれ地域住民の声を拾い上げる、こういったことが今続いている。

それから、村民が一堂に会する行事といえますか、そういったこともできているということでございます。これは村民運動会でありますとか、体育祭とか、あるいは敬老会とか、こういったこともできているということでもあります。ただ、これがよいか悪いかは別です。私はよいと感じ取っているということです。それから、あと福祉事業、保健事業、この辺についてはこれは小さな村でいったほうが有利だということは議員もご承知のことだと思います。これは直接保健師が一人一人と向かい合って、いろいろな事業ができるというようなことが

こういったことであります。すなわち、きめ細かな対応ができていているということでもあります。

それから、あと村づくりの面から見ますと、これは合併協議会のときに大きな問題となったわけではありますが、合併に際しては聖高原は整理して合併に臨めという強い要望があったわけではありますが、そういう中で聖高原の観光事業が今日まで続いておりますし、聖高原の観光はそういったことで縮小あるいは廃止にならなかった、今日も続けているということでもあります。ですから、スキー場、別荘事業、それから観月苑事業、こういったものが麻績独自の村づくりとして続けているということでもあります。それから、あと若者住宅あるいは移住定住住宅、いわゆるこういった施策が麻績地区で今進めることができているということもあるのかな、そのように思っております。

それから、行政の進め方の中でも役場以外の施設が分散されずにそれぞれ従前の機能を果たしながら住民の行政サービスに当たることができているということです。それから、一番は財政なんですけれども、財政は合併すればどうであるという予測以上に現在は交付税とか、それから臨財債とか交付金、それから補助金等を見ても、どちらかというと有利に働いているのではないのかなと、こういうふうに思っております。

それから、教育面につきましても麻績小学校、筑北中学校は廃校にならず、統廃合によって廃校にならずに今残っているということもあろうかと思えます。それから、独自の教育方針、具体的に申し上げますと特別支援体制、それからきめ細かな指導、そういったものは今日も維持できているというふうに思うわけであります。

あと、その他につきましても村と関わる法人が幾つかあるわけですが。麻績村につきましても、独自の村づくりとして聖高原リゾートでありますとか、管理センターとか、社協とか、おみごととか、いろいろな組織があります。それもそのままの形で継続ができているということで、そのことはすなわち特色ある麻績村の村づくりができているというふうに理解しているわけです。

それから大型事業、これは昨日も矢倉橋の竣工があったわけではありますが、こうした10年、もっとかかる壮大な計画、こういった計画の遂行についても縮小あるいは廃止、こういうこともなくできているということでございます。これはほかの事業についても言えるわけです。まだまだこのほかにもあるわけではありますが、目に見える分だけでこういうことがあるわけです。

こうした中で、ならば合併する必要性はないじゃないかという考えもあるわけではありますが、そうではないわけですね。私が申し上げたのは、いわゆるこういった自立だからよかつ

たということが今後も合併しても続けられるような基盤整備といたしますか、そういった体制ができてくれば、すなわちそれぞれの村の村づくりがきちんとできてくれば、当然この地域は一つになって両地域の発展に向かうべきではないのかな、こう思っているわけです。

そうした中で、今、議員からのご質問は、まずは今日、現状においてということでございますので、今のようなお答えをさせていただいたわけです。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 今いろんな諸事業について、それから制度等についてのお話ありましたので、これについて今ここでその質問のやり取りをするつもりはありませんけれども、ずっとこれから先、私は合併をどうするかとか、そういうことを聞くつもりで言ったわけじゃなくて、振り返ってどうだったか、これで村民のためによかったのかどうかというようなことを今お聞きしたんですけれども、これが将来に、今やっていることをたとえもし合併するにしても、こういったものはつながっていくようにというような、今、ご答弁でしたんで、それはそういうことでなければいけないというふうに思っていますけれども。

時間がもうありませんので、簡単に言っていただければいいですが、質問要旨2ですけれども、平成22年の第1期目の就任の際に、筑北村との共通の課題解決には緊密な友好、連携をもって当たるというふうに書かれています。これは今でもホームページのところに載っているかと思いますが、当時のが。このことについて、近年の筑北村さんとの行政関係の経緯を含めて、どんなふうはこの3期の間のご対応、筑北村さんとの共通の課題解決に緊密な友好、連携をもって当たることについてはどうだったか。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 就任当初の平成22年には、筑北村長、飯森紀元さんと公開の懇談会を行い、各種事務事業の連携や学校統合の話合いを進めて、それに沿った形でやってきたわけでありまして。その後も両村の課題をそれぞれ挙げて、一緒になってその解決に向かうには、そんな話も意見交換を重ねてきたという経緯がございます。

その後、筑北村さんでは村長選がございまして、新たに関川芳男さんが村長さんになりました。関川さんとは公開ではなくて2人だけの懇談の席を幾度も設けさせてきているわけでありまして。飯森紀元さんとは大きく方針が変えられたということもございまして、以前の継続が難しいという点もありましたが、新たなことも含めてでございますが、総じては両村の発展のためにお互い協力していくことが大事だと、そういった共通認識で進めてきており

ます。

そうした中で、生活環境、特に道路整備、広域の道路整備でありますとか、河川整備、それから国・県への提言要請、それから介護医療施策、有害鳥獣対策、それから災害対策、コロナ対策などが連携して今日まで進めてきているわけです。先頃も関川村長さんともいろいろなお話をした機会がございましたが、将来に向けてもこんなことでやっていこうではないかと、こんな話もしているわけでございまして、いろいろな面で連携をしてきているというふうに受け止めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 時間がきたんですが、質問要旨3についてだけちょっと最後に時間は要りませんけれども、お答えいただければと思いますけれども、今後、筑北村との共同の行政事業に関して、早急に進めるべき問題、これは何だと認識しておられるか、簡単にお答えください。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） 筑北村さんとは必要なことはもう既にほとんど一緒にやってきておるわけです。今後につきまして何がということでございますが、これは新たな事務事業等が出れば当然両村でやったほうが効率的だということもありませんし、それからさらに両村だけではなくて、もっと広い広域でやったほうが有利だという点もございます。それぞれの事柄に沿った形でやっていきたいと、こう思っております。ですから、当然筑北村さんとはこれからも友好、連携をもってやっていきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 塚原議員。

○1番（塚原利彦君） 時間がなくなりましたので、私の質問を終わりますけれども、これから若い人から高齢世代まで広く村民の皆さんと向き合ってよい村づくりをしてもらうことが必要だというふうに思いますので、議会ももちろん同様に肝に銘じて尽力しなくてはなりませんので、そういったことを肝に銘じて私らも自覚してしなければということをお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（塚原義昭君） 1番、塚原利彦議員の一般質問は終了しました。

---

## ◎委員長報告

○議長（塚原義昭君） 日程第2、委員長報告を議題とします。

総務経済委員に付託しました第3-3号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情並びに第3-4号 人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部から埋立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること並びに第3-5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、以上3件の審査結果について報告を求めます。

飯森茂孝総務経済委員長。

〔総務経済委員長 飯森茂孝君 登壇〕

○総務経済委員長（飯森茂孝君） 令和3年9月定例議会、総務経済委員会委員長報告。

総務経済委員会に付託されました陳情2件、要請1件を審査した結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりです。

第3-3号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情は、継続審査といたしました。

内容につきましては、太平洋戦争時に国内で唯一地上戦が行われた沖縄県においては、いまだ米軍基地が多く残り、県民の生活に支障や不安が出ています。本陳情につきましては、普天間基地の移転に関わる辺野古新基地の建設中止と基地移転について国民的議論を行うことを求めています。基地の移転や安全保障についてさらに深い議論が必要であることから、本陳情につきましては継続審査といたしました。

次に、第3-4号 人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部から埋立て用土砂採取計画」の断念を国に要請することは、採択・意見書提出といたしました。

本要請は、現在進められている辺野古新基地建設に関わる埋立て用の土砂の採取について、いまだ遺骨の採取作業が行われている沖縄県南部からの土砂採取を断念させることを目的としております。

激しい地上戦が行われた沖縄では、多くの民間人の方も犠牲となり、収骨作業が行われているものの、長い年月の経過により土と化している現状の中、この地域の土砂を新基地建設



のための埋立て用土砂とすることについては、遺族の方々の思いを察するに当たり疑念が拭い得ません。

よって、本要請につきましては、採択・意見書提出といたしました。

次に、第3－5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出につきましては、採択・意見書提出といたしました。

新型コロナウイルス感染症の拡大は収束の見通しが立たないまま長年にわたっており、経済的、社会的に多大な影響をもたらしております。地方自治体においては、さらなる感染症対策が必要となり、地方税収の減収が見込まれる中、地方財政はかつてない厳しい状況に直面しております。このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供するためには、地方交付税等の一般財源の確保を行うことと、また、税収入の減収に対して補填措置を講じることも必要となります。

あわせて、市町村の重要な基幹税である固定資産税のコロナ対策として講じられてきた特例措置も本来は国庫補助等により対応すべきであり、期限の到来をもって終了することを望むこの陳情についての趣旨は妥当であり、本委員会は採択・意見書提出といたしました。

以上、総務経済委員会に付託されました陳情2件、要請1件の審査報告をいたします。

以上です。

○議長（塚原義昭君） ただいまの総務経済委員長の報告によると、第3－3号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情については、継続審査です。

委員長の報告のとおり、第3－3号の陳情は継続審査審査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、第3－3号の陳情は継続審査とすることに決定しました。

続いて、第3－4号 人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部から埋立て用土砂採取計画」の断念を国に要請することについては、採択・意見書提出です。

委員長の報告のとおり、第3－4号の要請は採択・意見書提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、第3－4号の要請は採択・意見書提出することに決定いたしました。

続いて、第3－5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出は、採択・意見書提出です。

委員長の報告のとおり、第3－5号の陳情は採択・意見書提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、第3－5号の陳情は採択・意見書提出することに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（塚原義昭君） 本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

以上で令和3年第3回麻績村議会9月定例会第2日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時32分

令和3年第3回麻績村議会定例会（第3日）

議事日程（第3号）

令和3年9月3日（金）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 認定第 1 号 令和2年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 令和2年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 令和2年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 令和2年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 令和2年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 令和2年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 令和2年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 8 号 令和2年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和3年度麻績村一般会計補正予算（第3号）)
- 日程第10 議案第 4 号 麻績村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 5 号 手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 6 号 麻績村住宅団地分譲事業特別会計条例を廃止する条例について
- 日程第13 議案第 7 号 麻績村過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第14 議案第 8 号 令和3年度麻績村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第 9 号 令和3年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第10号 令和3年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算

(第1号)

- 日程第17 議案第11号 令和3年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第12号 令和3年度麻績村下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第13号 令和3年度麻績村水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第14号 令和3年度麻績村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第15号 令和3年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第23 同意第2号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第24 議案第16号 上程
- 日程第25 議案第16号 令和2年度社会資本整備総合交付金事業道路改良工事請負契約の変更について
- 日程第26 発議第1号 人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要望する意見書の提出について
- 日程第27 発議第2号 コロナ禍による激しい財政状況に対処し地方財源の充実を求める意見書の提出について
- 日程第28 発議第3号 議会議員の派遣について
- 日程第29 閉会中の所掌事務調査の件について(議会運営委員会)
- 日程第30 閉会中の継続審査の申し出について(総務経済委員会)

---

出席議員(8名)

- |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 塚原利彦君 | 2番 | 飯森茂孝君 |
| 3番 | 峯村賢治君 | 4番 | 宮川秀俊君 |
| 5番 | 小山福績君 | 6番 | 小瀬佳彦君 |
| 7番 | 茂木泰男君 | 8番 | 塚原義昭君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(10名)

村 長	高野忠房君	副 村 長	塚原勝幸君
教 育 長	飯森力君	村づくり推進課長	塚原敏樹君
総務課長	宮下利秀君	振興課長	森山正一君
住民課長	塚原貴志君	観光課長	青木秀典君
教育次長	塚原優仁君	代表監査委員	飯森雄三君

**事務局職員出席者**

議会事務局長	臼井太津男	書 記	宮下伸一
--------	-------	-----	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（塚原義昭君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和3年第3回麻績村議会9月定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報道関係より写真撮影、議会傍聴の申出がありましたので、これを許可します。

---

◎議事日程の説明

○議長（塚原義昭君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

事務局長より議案等の確認及び日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

---

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第1、認定第1号 令和2年度麻績村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

歳入、歳出、歳入歳出全般に分けて質疑を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

初めに、歳入全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。その際、ページを言って質問してください。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、歳出全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、歳入歳出全般について質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、認定第1号について質疑を終わります。

これより討論を行います。

本案に対する討論の発言を許可します。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） 討論なしと認めます。

それでは採決します。

採決は起立によって行います。

原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（塚原義昭君） 全員起立。

認定第1号は原案とおり認定することに決定しました。

---

### ◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第2、認定第2号 令和2年度麻績村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第2号は原案どおり認定することに決定しました。

---

#### ◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第3、認定第3号 令和2年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第3号は原案どおり認定いたしました。

---

#### ◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第4、認定第4号 令和2年度麻績村住宅団地分譲事業特別会計



歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第4号は原案どおり認定いたしました。

---

#### ◎認定第5号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第5、認定第5号 令和2年度麻績村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第5号は原案どおり認定いたしました。

---

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第6、認定第6号 令和2年度麻績村水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第6号は原案どおり認定いたしました。

---

◎認定第7号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第7、認定第7号 令和2年度麻績村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第7号は原案どおり認定いたしました。

---

#### ◎認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第8、認定第8号 令和2年度麻績村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、認定第8号は原案どおり認定しました。

---

#### ◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第9、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度麻績村一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、承認第1号は原案どおり承認いたしました。

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第10、議案第4号 麻績村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第11、議案第5号 手数料条例の一部を改正する条例についてを

議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第12、議案第6号 麻績村住宅団地分譲事業特別会計条例を廃止する条例についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第13、議案第7号 麻績村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

4番、宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） この議案第7号について質問いたします。

そもそもこの計画は、県のほうからの指導もあって作成したということであります。前回は平成32年までのものがあつたと思いますが、8月13日に県より承認をいただいたということで今回この議案にのってきております。

この計画の中の、まず18ページですが、(5)企業誘致、企業誘致推進事業、企業誘致土地確保・整備事業ということが載っておりますが、これまでの一般質問においても質問してまいりましたが、平成5年供用開始から現在まで28年たつて現在のようない状態となっております。開業当初から村民の多くは発展を期待していたものであります。期待も多かった分、失望も大きいのではないと思ひます。これが1点です。

それから、2点目は24ページになりますが、公共交通機関整備事業、1つ目はJR聖高原駅バリアフリー化事業負担金、それと高速バス停留所設置検討、この公共交通機関整備事業の詳細について説明を求めます。

○議長（塚原義昭君） 答弁を求めます。

塚原村づくり推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思ひます。

この計画は、選挙のときにもお話をさせていただきましたけれども、こういった事案が出てきた場合に対応するという事の中で、将来あるだろうという事業を見越してこの計画に記載をさせていただいております。

企業誘致の関係の土地確保・整備等につきましても、こういった事案が民間のほうから、そういったようなものが出た場合に、こちらのほうを通して村として対応することが生じた場合に、この過疎を使えるように記載をしているものでございます。

それから、24ページの公共交通機関の整備事業ということで、聖高原のバリアフリー化の負担金、それから高速バスの関係でございますけれども、これにつきましても、それぞれの関係機関のほうへ要望等を行っているところでございます。これが具体化した場合には、事

業を進めるということをごさいますて、ここに記載をさせていただいているということをごさいます。

以上です。

○議長（塚原義昭君） 宮川議員。

○4番（宮川秀俊君） この計画そのものが基になっている第6次振興計画はじめ様々な計画がある中で、果たしてこの計画がこれからの行政にとって指標と成り得るのか、それが基本的な疑問であります。

それから企業誘致ということで、一昨日の一般質問をした際に村長からは、土地計画については、麻績村はそのような対象ではないのでつくる必要もないということをおかれております。それであえてまたここに入れてあるわけです。

それと、駅のバリアフリー化についても、これについては第16期の議員が毎朝来て利用者に要望を聞いていたわけですね。今回、シェーンガルテンのほうに先にエレベーターを造られたわけですがけれども、需要からいくと、毎日利用している聖高原駅に先に設置するべきだったと私は思います。

それから高速バス停についても、わざわざ料金所の外へ造ったということは、現在の村長が当時課長時代に、これはあえてそういうことをしたんじゃないかと思いますが。

以上ですけれども、もし答弁ありましたら。

○議長（塚原義昭君） 高野村長。

○村長（高野忠房君） いろいろなご批判はあろうかと思いますが、先ほど課長が申し上げましたように、この過疎地域持続的発展計画、いわゆる過疎計画につきましては、令和3年度から令和7年度までにおきまして、いわゆる過疎債を活用する際にこの計画がなければ活用できないということをごさいますて、過疎債を使うために、今考えられる全ての事業を載せた計画であるということをご理解をいただきたいとします。

以上です。

○議長（塚原義昭君） よろしいですか。

○4番（宮川秀俊君） はい。

○議長（塚原義昭君） ほかにごさいますか。

なければ、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） ないようですので、これで討論を終わります。

それでは採決に移ります。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 賛成多数と認め、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第14、議案第8号 令和3年度麻績村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認め、原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第15、議案第9号 令和3年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。



[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第16、議案第10号 令和3年度麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手と認め、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第17、議案第11号 令和3年度麻績村住宅団地分譲事業特別会

計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第18、議案第12号 令和3年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第12号は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第19、議案第13号 令和3年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第13号は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第20、議案第14号 令和3年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第14号は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第21、議案第15号 令和3年度麻績村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第15号は原案どおり可決いたしました。

---

◎同意第1号の質疑、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第22、同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

本案件に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、同意第1号は原案どおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎同意第2号の質疑、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第23、同意第2号 麻績村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

本案件に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、同意第2号は原案どおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第16号の上程

○議長（塚原義昭君） 日程第24、議案第16号 令和2年度社会資本整備総合交付金事業道路改良工事請負契約の変更についてを上程いたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） それでは、追加案件の提案理由を申し上げます。

議案第16号 令和2年度社会資本整備総合交付金事業道路改良工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

令和2年10月22日付で議会の議決をいただき事業を進めてまいりました社会資本整備総合交付金事業道路改良工事について契約内容に変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議決後は仮契約を本契約に切り替えるものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（塚原義昭君） 補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（塚原義昭君） お諮りします。

ここで暫時休憩し、議案第16号について全員協議会にて提出者より詳細説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

それでは暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時36分

○議長（塚原義昭君） 会議を再開いたします。

---

#### ◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第25、議案第16号 令和2年度社会資本整備総合交付金事業道路改良工事請負契約の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第16号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第26、発議第1号 人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請する意見書の提出についてを議題とします。

質疑を行います。

発議第1号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第1号は原案どおり可決いたしました。

---

◎発議第2号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第27、発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第2号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第2号は原案どおり可決いたしました。

---

◎発議第3号の質疑、討論、採決

○議長（塚原義昭君） 日程第28、発議第3号 議会議員の派遣についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第3号について質疑のある方の発言を求めます。

ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（塚原義昭君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（塚原義昭君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第3号は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）

○議長（塚原義昭君） 日程第29、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項等について閉会中の所掌事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査することを決定いたしました。

---

#### ◎閉会中の継続審査の申し出について（総務経済委員会）

○議長（塚原義昭君） 日程第30、総務経済委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務経済委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査について閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

総務経済委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚原義昭君） 異議なしと認めます。

総務経済委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査をすることを決定いたしました。

---

### ◎村長挨拶

○議長（塚原義昭君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで村長から挨拶がございます。

高野村長。

〔村長 高野忠房君 登壇〕

○村長（高野忠房君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

8月27日に開会されました第3回麻績村議会定例会におきましては、令和2年度決算認定をはじめ、条例の改正、令和3年度一般会計及び特別会計の予算補正、人事案件等の議案を提出させていただきました。これら全議案について慎重にご審議を賜り、全て原案どおりお認めいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。ご決定いただきました事項につきましては、全職員一丸となって全力で当たってまいります。

一般質問におきましては、今任期最後となる定例会にもかかわらず、今後に向けての貴重なご提言を頂戴いたしました。また、今期を振り返っての総括から多くの実績や思いが伝わってまいりました。4年間のご活躍に敬意を表し改めて感謝を申し上げます。

監査委員からのご意見にもございましたが、今後とも健全な財政運営に配慮し、貴重な財源を一層効果的に活用し、活力ある麻績村づくりに努めてまいります。

いよいよ行政では、上半期を終えて今年度の締めくくりと来年度へ向けての準備と、重要な下半期を迎えます。議員各位におかれましては、健康にご留意され、それぞれのお立場で更なるご活躍をされますようご祈念を申し上げます。

以上、今期定例会の閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（塚原義昭君） 任期最後の定例会ですので、一言挨拶させていただきます。

一昨年10月より、約2年間議長ということで務めさせていただきました。議員の皆様はじめ理事者、職員の皆様にはご協力いただき感謝申し上げます。

就任早々、台風災害、そして翌年以降はコロナ感染災害と、この2年は災害と向き合った2年間でした。このコロナ禍で世の中の仕組みも一変しました。これら災害、感染症対策等に向け、村では献身的に対応いただき深く感謝申し上げます。議員活動に関わる会議等も形態が変わり、また、大切な村民との関わり、行事等も中止となり、コミュニケーションも不足してしまい残念でした。

そして、コロナ禍の中でありましたが、議員活動は最大限務めることを確認いただきながら、議会活動はどうあるべきか、議会活動の在り方については従来にとらわれず検討し、議会・議員の任務である審査・調査に重要性を置きました。我々議員は、多様な考えを持った村民の代表として、議員は構成されていると思います。正直このような複雑の中ですが、これを克服して村民のために責任を果たすためにも、また、議会・議員の使命を果たすためにも、村関係者はじめ互いに向き合い真摯に議論することの重要性を痛感しました。

以上、2年間の思いを述べさせていただきましたが、早期にコロナ禍が収束し村の発展を願い、令和3年第3回麻績村議会9月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時43分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員